

個人型年金規約

国民年金基金連合会

(2009.10)

第1章 総則 (第1条～第6条)

第2章 規約策定委員会 (第7条～第18条)

第3章 運営管理業務の委託等

第1節 運営管理業務の委託 (第19条～第25条)

第2節 事務の委託 (第26条～第28条)

第4章 加入者等

第1節 加入者等 (第29条～第64条)

第2節 事業所 (第65条～第69条)

第5章 掛金 (第70条～第87条)

第6章 運用 (第88条～第99条)

第7章 給付等

第1節 通則 (第100条～第107条)

第2節 老齢給付金 (第108条～第117条)

第3節 障害給付金 (第118条～第126条)

第4節 死亡一時金 (第127条～第131条)

第5節 脱退一時金 (第132条～第137条)

第8章 連合会の行為準則 (第138条及び第139条)

第9章 費用の負担 (第140条～第145条)

第10章 財務及び会計 (第146条～第148条)

第11章 個人型年金の終了 (第149条)

第12章 個人別管理資産の移換

第1節 通則 (第150条～第153条)

第2節 企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換 (第154条～第156条)

第3節 加入者となった者の個人別管理資産の移換 (第157条～第160条)

第4節 運用指図者となった者の個人別管理資産の移換 (第161条～第163条)

第5節 その他の者の個人別管理資産の移換 (第164条～第166条)

第12章の2 加入者となった者の企業年金制度からの脱退一時金相当額等の移換(第166条の2～第166条の5)

第13章 雑則 (第167条及び第168条)

附 則 (第1条～第4条)

附則(抄) [一部変更規約]

第1章 総則

(目的)

第1条 国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。以下「法」という。)に基づき、個人が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期にその結果に基づいて給付を受けることができる個人型年金を実施するため、個人型年金規約(以下「規約」という。)を定める。

2 個人型年金の実施については、この規約の定めるもののほか、国民年金基金連合会規約の定めるところによる。

(名称)

第2条 この連合会は、国民年金基金連合会という。

(事務所)

第3条 連合会の事務所は、次の場所に置く。
東京都港区六本木6丁目1番21号

(公告の方法)

第4条 連合会が、法及び規約に定める業務を行うに当たり必要な事項を公告しなければならないときは、連合会の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

(個人型年金規約の公告)

第5条 連合会は、この規約を定め、又は法第57条第1項の承認を受けてその変更を行ったときは、前条の規定によるほか、厚生労働大臣の通知を受けた後速やかに、官報に掲載することにより、公告を行うものとする。

(定義)

第6条 この規約において「確定拠出年金」とは、法に基づく個人型年金及び企業型年金をいう。

2 この規約において「個人型年金」とは、連合会が、法及び法に基づく命令並びに規約に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この規約において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、法に基づいて実施する年金制度をいう。

4 この規約において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項の適用事業所及び同条第3項の認可を受けた適用事業所をいう。

5 この規約において「被用者年金被保険者等」とは、次の各号に掲げる者であつて、60歳未満のものをいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

6 この規約において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務(連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務及び個人型年金加入者掛金(以下「掛金」という。)の限度額の管理に係る業務を除く。以下「記録関連業務」という。)

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(この項において「制度加入者等」と総称する。)の氏名、住所、個人別管理資産額その他の制度加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ 制度加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関(企業型年金を実施する事業主が法第8条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。)又は連合会への通知

ハ 給付を受ける権利の裁定

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び制度加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

7 この規約において「加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

8 この規約において「第1号加入者」とは、国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者(同法第89条(第2号に係る部分に限る。)、第90条第1項又は第90条の3第1項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。)であつて、連合会に申し出て前項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。

9 この規約において「第2号加入者」とは、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(第30条第2項各号に定める者(以下「企業年金等対象者」という。)を除く。)であつて、連合会に申し出て第7項に掲げる加入者の資格を取得し

たものをいう。

- 10 この規約において「運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(加入者を除く。)をいう。
- 11 この規約において「加入者等」とは、第7項に規定する加入者及び前項に規定する運用指図者をいう。
- 12 この規約において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。
- 13 この規約において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(企業型年金加入者を除く。)をいう。
- 14 この規約において「企業型年金加入者等」とは、前2項に規定する企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者をいう。
- 15 この規約において「個人別管理資産」とは、加入者若しくは加入者であった者又は企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、個人型年金又は企業型年金において積み立てられている資産をいう。
- 16 この規約において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として、その計算の基準となる日における次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 その者の個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法におけるその者の持分に相当する額(手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用(その者の個人別管理資産から負担するものに限る。))があるときは、その費用に相当する額を控除した額)の合計額
 - 二 次に掲げる金銭の額の合計額
 - イ その者に係る法第21条第1項の規定により資産管理機関(法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に納付された事業主掛金(法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金をいう。以下同じ。)又は法第70条第1項の規定により連合会に納付された掛金であつて、法第25条第1項(法第73条において準用する場合を含む。)の規定により運用の指図が行われる前のもの
 - ロ その者の個人別管理資産に係る法第23条第1項(法第73条において準用する場合を含む。)の規定による運用の方法ごとの当該運用の方法に係る契約に基づく次に掲げる金銭の額の合計額
 - (1) 預金又は貯金(利子を含む。)の払出しに係る金銭の額
 - (2) 信託財産の交付に係る金銭(収益の分配を含む。)の額
 - (3) 有価証券の譲渡又は償還に係る金銭の額
 - (4) 生命保険若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額
- 17 この規約において「運営管理機関」とは、第6項に定める確定拠出年金運営管理業を営む法人であつて、厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けたものをいう。
- 18 この規約において「個人型記録関連運営管理機関」とは、連合会が法第60条第1項の規定により運営管理業務を委託した運営管理機関であつて、加入者等に係る第6項第1号に掲げる記録関連業務を行う者をいう。
- 19 この規約において「個人型運用関連運営管理機関」とは、連合会が法第60条第1項の規定により運営管理業務を委託した運営管理機関であつて、加入者等に係る第6項第2号に掲げる運用関連業務を行う者をいう。
- 20 この規約において「事務委託先金融機関」とは、第26条第1項第3号及び第4号に掲げる事務の委託を受けた信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)であつて、同項第3号から第12号まで(第9号を除く。)及び第14号の事務を行う者をいう。

第2章 規約策定委員会

(個人型年金規約策定委員会)

第7条 連合会に個人型年金規約策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(策定委員会の組織)

第8条 策定委員会は、委員8人及び連合会の理事長をもって組織する。

2 策定委員会に委員長1人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

4 策定委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

5 連合会に策定委員会事務局を置く。

(委員の任命)

第9条 委員は、年金又は金融に関して優れた学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、連合会の理事長が任命する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第11条 連合会の理事長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。

2 連合会の理事長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

3 連合会の理事長は、第1項の規定に基づき、委員を解任したときは、速やかに、厚生労働大臣にその旨を報告するものとする。

(策定委員会の招集)

第12条 策定委員会は、毎年2月及び8月に招集するのを常例とする。

2 委員長は、必要があるときは、いつでも策定委員会を招集することができる。

(策定委員会招集の手続)

第13条 委員長は、策定委員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して前5日目に当たる日が終わるまでに到達するように、委員に対して、会議に付すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するものとする。

(定足数及び議決の方法)

第14条 策定委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、第8条第4項に規定する委員長の職務を代理する者。第16条において同じ。)のほか、委員及び連合会の理事長のうち4人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第15条 策定委員会の決議のうち、個人型年金に係る規約の作成及びこの規約の変更に係るものは、委員及び連合会の理事長のうち6人以上の多数で決する。

第16条 策定委員会の決議のうち、次の各号に掲げる事項に係るものは、出席した委員及び連合会の理事長の過半数をもって行う。可決同数のときは、委員長が決する。

一 毎事業年度の事業計画及び予算

二 毎事業年度の事業報告及び決算

三 個人型年金に係る業務に関して監事が行う監査、第18条に定める策定委員会の運営及び第148条に定める財務及び会計に関する規程の制定及びその変更

四 この規約の実施のために必要な加入者等の権利義務に関する規程の制定及びその変更(軽微な変更を除く。)

(議決の方法に関する特例)

第17条 連合会の理事長は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については専決にてこれを行うことができる。

一 別表第1号及び別表第2号に掲げる事項の追加、変更又は削除

二 この規約の実施のために緊急に必要と認められる事項

2 連合会の理事長は、前項の規定による処置について、直近の策定委員会に報告しなければならない。

(規約策定委員会の会議規則)

第18条 この規約に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、策定委員会の議決を経て別に定める。

第3章 運営管理業務の委託等

第1節 運営管理業務の委託

(運営管理業務の委託)

第19条 連合会は、法第60条第1項の規定による運営管理業務の委託に当たっては、運営管理機関からの当該運営管理業務の委託を受けたい旨の申出に基づいて、これを行うものとする。

(運営管理業務の委託に当たっての要件)

第20条 連合会は、運営管理機関から前条の規定による申出があったときは、当該運営管理機関に当該運営管理業務を委託しなければならない。ただし、当該運営管理機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法第104条第2項各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - 二 運営管理業務のうち法第2条第7項第2号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする運営管理機関については、加入者等に対する運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令(平成12年政令第484号)第12条に定める方法により公表していない者であるとき。
 - 三 その他当該運営管理業務をこの規約に従い適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。
- 2 連合会は、法第60条第1項の規定により運営管理業務の委託を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
- 一 運営管理業務のうちいずれの業務についても、加入者等が法第65条の規定により指定することができる運営管理機関が1以上あること。
 - 二 運営管理業務のうち、法第2条第7項第1号ロ又はハに掲げる業務については、2以上の運営管理機関が行うこととならないこと。
- 3 連合会は、前項各号に掲げる要件を満たすために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定による申出を行わない運営管理機関に業務の委託をすることができる。
- 4 運営管理業務の委託を受けることができる者は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けた法人に限る。

(運営管理業務の委託に係る契約)

第21条 連合会は、第19条の規定により運営管理業務を委託するに当たっては、運営管理業務に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した契約を締結するものとする。

- 一 運営管理業務の再委託に関する事項
- 二 記録情報の授受に関する事項
- 三 秘密保持に関する事項
- 四 損害賠償に関する事項

(運営管理業務の再委託)

第22条 連合会から運営管理業務の委託を受けようとする運営管理機関が、委託を受けようとする運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託する場合には、連合会から委託を受けようとする運営管理機関は、連合会及び自己に係る運営管理業務を行う運営管理機関を指定しようとする加入者等に対して、次の各号に掲げる事項をあらかじめ示さなければならない。

- 一 自らが行う運営管理業務
 - 二 再委託先の運営管理機関の名称
 - 三 再委託する運営管理業務
- 2 前項に定めるところにより、連合会から運営管理業務の委託を受けた運営管理機関が前項各号のいずれかの事項を変更しようとするときは、連合会及び加入者等に対して当該変更しようとする事項をあらかじめ示し、連合会に対して運営管理業務の委託に関する契約の変更に係る契約の締結を申し出なければならない。
- 3 第20条第2項の規定は、連合会から運営管理業務の委託を受けようとする運営管理機関が、委託を受けようとする運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託しようとする場合について準用する。
- 4 運営管理機関は、連合会から委託を受けた運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託するに当たっては、運営管理業務の再委託に関する契約を締結し、当該契約書の写しを、連合会に提出しなければならない。

(運営管理業務の委託を受けた運営管理機関及びその行う業務)

第23条 連合会が運営管理業務を委託した運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務(連合会から運営管理業務の委託を受けた運営管理機関から、当該運営管理業務の一部の再委託を受けた運営管理機関並びに事務委託先金融機関の名称及び住所並びにその行う業務を含む。)は、別表第1号に掲げるとおりとする。

(報告の徴収等)

第24条 連合会は、委託した運営管理業務の適正な実施を確保するため、少なくとも毎年1回、業務の報告その他の必要な報告を求めるものとする。

(特定運営管理機関)

第25条 連合会は、個人型記録関連運営管理機関の中から、法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名及び住所等の記録及び保存その他の業務を行う者(以下「特定運営管理機関」という。)を指定する。

第2節 事務の委託

(事務の委託)

第26条 連合会は、次の各号に掲げる事務の一部又は全部を委託することができる。

- 一 加入の申出の受理に関する事務
 - 一の二 第166条の2第1項各号に掲げる脱退一時金相当額、年金給付等積立金又は積立金(以下「脱退一時金相当額等」という。)の移換に係る書類の受理に関する事務
 - 二 加入者等の届出の受理に関する事務
 - 三 積立金の管理に関する事務
 - 四 積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務
 - 五 掛金の収納又は還付に関する事務
 - 六 個人型記録関連運営管理機関が行う、運用の指図の取りまとめに係る通知に基づき、各運用の方法に係る相手方である金融機関との間で締結する各運用の方法に係る契約に関する事務
 - 七 給付(脱退一時金を含む。)の支給に関する事務
 - 八 企業型年金の資産管理機関との間の個人別管理資産の移換に関する事務
 - 九 加入者等への資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務
 - 十 事務費の徴収に関する事務
 - 十一 源泉徴収した税の納付に係る事務
 - 十二 源泉徴収票の発行及び送付事務
 - 十三 還付金及び給付金の支払に関する当該支払を受ける者への通知事務
 - 十四 その他の事務(加入者の資格の確認及び掛金の拠出限度額の管理に関する事務を除く。)
- 2 前項第1号、第1号の2、第2号及び第9号に掲げる事務については、運営管理機関に委託するものとする。この場合において運営管理機関は、その事務の一部又は全部を他の者(確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第34条に掲げる金融機関、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。)又はこれらの者に準じる者に限る。)に再委託することができるものとする。
- 3 前項の規定により、連合会から事務の委託を受けようとする運営管理機関が、委託を受けようとする事務の一部又は全部を他の者に再委託する場合には、運営管理機関は、連合会及び自己に係る運営管理業務を行う運営管理機関を指定しようとする加入者等に対して、次の各号に掲げる事項をあらかじめ示さなければならない。
- 一 自らが行う事務
 - 二 再委託先の名称
 - 三 再委託する事務
- 4 第1項の規定により連合会から事務の委託を受けた者は、その事務(第2項に該当するものを除く。)の一部又は全部を他の者に再委託することができるものとする。
- 5 前項の規定により、連合会から事務の委託を受けようとする者が、委託を受けようとする事務の一部又は全部を他の者に再委託する場合には、連合会に対して、次の各号に掲げる事項をあらかじめ示さなければならない。
- 一 自らが行う事務
 - 二 再委託先の名称
 - 三 再委託する事務
- 6 第2項及び第4項に定めるところにより事務の委託を受けた場合において、当該委託を受けた者が第3項各号及び前項各号のいずれかの事項を変更しようとするときは、連合会及び加入者等(第4項に定めるところにより事務の委託を受けた場合にあつては、連合会に限る。)に対して当該変更しようとする事項をあらかじめ示し、連合会に対して事務の委託に関する契約の変更に係る契約の締結を申し出なければならない。

(事務委託先金融機関)

第27条 連合会は、前条第1項第3号及び第4号に掲げる事務については、信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)に委託する。

- 2 連合会は、前条第1項第3号及び第4号に掲げる事務を委託するに当たっては、別表第2号に掲げる事務委託先金融機関と、次の各号に掲げる内容を記載した契約を締結する。
- 一 当該契約の内容は、連合会が支給する年金及び一時金並びに脱退一時金に要する費用に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であつて、連合会を委託者兼受益者、事務委託先金融機関を受託者とするものであること。
 - 二 事務委託先金融機関が法第73条において準用する法第25条第3項の規定による個人型記録関連運営管理機関の通知にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

- 三 当該契約に基づく信託財産に係る金銭の支払は、第7章に規定する個人型年金の給付又は同章第5節に規定する脱退一時金を支給する場合に限り、行われるものであること。ただし、第9章の規定に基づいて当該金銭の支払を個人型年金の実施に要する事務費に充てるときは、この限りでない。
 - 四 連合会が、加入者が拠出した掛金(連合会が第143条第1項第2号の規定により加入者の掛金から徴収した手数料を控除した後の掛金とする。)を信託金として払い込むものであること。
 - 五 連合会が当該契約を解除し、若しくは事務委託先金融機関が受託者たることを辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは事務委託先金融機関が任務を終了したときは、事務委託先金融機関が、当該契約に係る信託財産について清算し、報告書を作成し、速やかに、連合会及び個人型記録関連運営管理機関に報告するものであること。
 - 六 当該契約が解除されたときは、当該契約に係る信託財産を次項の規定により連合会が定めた事務委託先金融機関に移換するものであること。
- 3 事務委託先金融機関の名称、住所及びその行う業務は、別表第2号に掲げるとおりとする。

(国民年金基金に委託する事務)

第28条 連合会は、第26条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第14号に掲げる事務のうち、次の各号に掲げる事務を国民年金基金に委託するものとする。

- 一 届出の入力に関する事務
- 二 通知書の送付に関する事務
- 三 相談、照会に関する事務
- 四 その他前各号に付随する事務

第4章 加入者等

第1節 加入者等

(加入の申出に当たっての一般規定)

第29条 個人型年金に加入しようとする者は、制度の概要、資産運用についての一般的知識、運用商品についての利益及び損失の可能性等について、十分理解した上で加入の申出をするものとする。

(個人型年金加入者の加入の申出)

第30条 国民年金法第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)(同法第89条(第2号に係る部分に限る。)、第90条第1項又は第90条の3第1項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。)は、連合会に申し出て、加入者となることができる。

- 2 60歳未満の厚生年金保険の被保険者(次の各号に定める企業年金等対象者を除く。)は、連合会に申し出て、加入者となることができる。
- 一 企業型年金加入者(企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される者であって、次に掲げるものを含む。)
 - イ 一定の勤続年数又は年齢に到達しないことにより企業型年金加入者とならないもの
 - ロ 企業型年金加入者とならないことを選択したもの
 - 二 厚生年金基金の加入員
 - 三 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等(石炭鉱業年金基金法(昭和42年法律第135号)第16条に規定する坑内員及び同法第18条に規定する坑外員をいう。以下同じ。)
 - 四 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項に規定する確定給付企業年金(以下「確定給付企業年金」という。)の加入者(確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)第92条第1項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。)
 - 五 法人税法(昭和40年法律第34号)附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約(以下単に「適格退職年金契約」という。)に係る受益者等(事業主が当該適格退職年金契約に基づき法人税法施行令(昭和40年政令第97号)附則第16条第1項第2号に規定する掛金等の払込みを行っているものに限る。)
- 3 前2項に掲げる者が加入の申出を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 毎月の掛金の額
 - 三 加入者等であったことがある者であって、最後に加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更した者にあつては、変更前の氏名

- 四 企業型年金加入者等であったことがある者にあつては、その旨
- 五 第1項に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
- イ 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
 - ロ 国民年金法第87条の2第1項の保険料(以下「付加保険料」という。)を納付する者として地方社会保険事務局長に申し出ている場合にあつては、その旨
 - ハ 国民年金法第89条第3号に掲げる施設の入所者であるときは、その旨
 - ニ 障害基礎年金又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第6条の5第1項各号に掲げる給付を受給している者(同条第2項各号に掲げる者を除く。次項において「障害基礎年金受給者等」という。)については、その旨及び年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。第56条第1項第2号及び第59条第1項第1号ホにおいて同じ。)又は記号番号若しくは番号
 - ホ 掛金引落金融機関情報(掛金の引落しを希望する金融機関の名称、本店・支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人をいう。以下同じ。)
- 六 前項に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
- イ 申出者が使用される事業所の名称
 - ロ 掛金納付の方法(掛金を加入者が自ら連合会に納付する方法(以下「個人払込」という。)か、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付する方法(以下「事業主払込」という。)かのいずれかの方法をいう。以下同じ。)
 - ハ 申出者が使用される事業所の登録事業所番号(当該事業所がロにおいて指定した掛金納付の方法について第67条第1項により連合会の事業所原簿に登録されている場合に限る。)
 - ニ 個人払込を行う者にあつては、掛金引落金融機関情報
- 4 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第1項に掲げる者にあつては、次に掲げる書類
 - イ 申出者が障害基礎年金受給者等であるときは、年金証書又はこれに準じる書類の写し
 - ロ 申出者が国民年金法第89条第3号に掲げる施設の入所者であるときは、申出者が同号に掲げる者に該当することについての申出者が入所している施設の長の証明書
 - 二 第2項に掲げる者にあつては、次に掲げる書類
 - イ 申出者が国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者(以下「第2号被保険者」という。)であることについての証明書
 - ロ 掛金の納付を事業主払込の方法により行う場合にあつては、それについての当該事業主の証明書(個人払込の方法により行う場合にあつては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類)
 - ハ 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては、申出者が企業型年金加入者の資格を有しておらず、かつ、第2項第1号イ及びロに掲げるものでないことについての当該事業主の証明書
 - ニ 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が企業年金制度(厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金契約に基づく年金制度をいう。以下同じ。)を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業年金制度を実施している場合にあつては、申出者が企業年金制度の加入員、加入者又は受益者等の資格を有していないことについての当該事業主の証明書
 - ホ 申出者が国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第7号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条第1項各号に掲げる者であるときは、申出者が国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格を有しないことについての事業主の証明書
 - ヘ 申出者が私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第14条第1項各号に掲げる学校法人等に使用される者であるときは、申出者が私立学校教職員共済制度の加入者の資格を有しないことについての事業主の証明書
 - ト 申出者が次に掲げる者の資格を有するかどうか(申出者が次に掲げる者の資格を有するときは、当該資格を取得した年月日を含む。)についての事業主の証明書
 - (1) 中小企業退職金共済契約等(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第3項に規定する退職金共済契約及び同条第5項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。以下同じ。)の被共済者
 - (2) 特定退職金共済契約(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項第1号に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。)の被共済者
 - (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)第2条第11項に規定する被共済職員(以下「退職手当共済契約の被共済職員」という。)

(4) 所得税法施行令第72条第2項第7号に規定する外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者(以下「外国保険被保険者等」という。)

(5) 申出者が使用される厚生年金適用事業所において実施する退職手当制度が適用される者

チ 申出者が使用される厚生年金適用事業所が登録事業所(申出者が指定した掛金納付の方法について第67条の規定により連合会の事業所原簿に登録されているものをいう。以下同じ。)でないときは、次の(1)から(4)に掲げる事項を記載した事業主の申請書

(1) 事業主の氏名又は名称及び住所並びに連絡先

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 掛金納付の方法

(4) 当該申出をした者が、事業主払込により掛金の納付を行うときは、当該事業主に係る掛金引落金融機関情報

第30条の2 連合会は、前条に規定する加入の申出を行おうとする者が厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業年金連合会(厚生年金保険法第149条第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)から脱退一時金相当額等の移換を行うことができるものであるときは、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限、法第74条の2第2項の規定により第108条第1項の通算加入者等期間に算入する期間及び移換の申出の手続その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明するものとする。

(加入者等の資格の確認)

第31条 連合会は、加入者(加入を希望し、第30条第3項の申出を行った者を含む。)の資格の確認及び掛金限度額の確認に関し、必要があると認めるときは、関係機関に対し、当該加入者の意思にかかわらず、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第32条 連合会は、毎月、社会保険庁から次の各号に掲げる資料の提供を受け、必要な照合を行うものとする。

一 国民年金の被保険者の資格に関する資料

二 第1号被保険者である加入者等に係る国民年金法第87条の保険料及び付加保険料の納付に関する資料

第33条 連合会は、社会保険庁との間で行う加入者等資格確認のための資料の照合の結果、不整合が認められたときは、加入者等に対しその照合結果についての照合を行う。

2 連合会から照合を受けた加入者等は、その照合された事項に対して、連合会が照合を行った日から14日以内に、指定された書式により回答をしなければならない。

3 連合会は、前条に定める資料の照合の結果、次の各号に掲げる事項があると認められるときは、当該加入者の掛金の引落しを一時停止するものとする。

一 加入者の資格を喪失したとき。

二 国民年金の被保険者資格に変更があったとき。

三 第75条に定める拠出限度額を超えると認められるとき。

四 前項に定める期限までに回答がないとき。

(加入確認の通知等)

第34条 連合会は、第30条第3項の申出書を提出した者が加入者の資格を取得したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付するものとする。

一 規約の内容

二 当該加入者の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

三 当該加入者に係る個人型記録関連運営管理機関の名称及びその連絡先

四 当該加入者に係る個人型運用関連運営管理機関の名称及びその連絡先

五 加入者の資格を取得した年月日

六 掛金の納付を開始する年月日

七 毎月の掛金の額

八 掛金引落金融機関情報(掛金納付の方法が事業主払込である第2号加入者を除く。)

九 第2号加入者にあつては、使用される事業所の名称及び事業所登録番号並びに掛金納付の方法

2 連合会は、法第57条第1項の規定によりこの規約の変更について厚生労働大臣の承認を受けたときは、速やかに、その内容を加入者等に周知するよう努めるものとする。

3 連合会は、第30条第3項の申出書を提出した者が加入者となることができない者であるときは、その理由を記載した不該当通知書を当該者に交付するものとする。

(加入者の資格の取得及び喪失)

第35条 加入者は、第30条の申出をした日に加入者の資格を取得する。

2 前項に定める申出をした日とは、申出書が、連合会から第26条第1項第1号に掲げる事務の委託を受けた金融機関において受理された日とする。

第36条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第1号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第6号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に加入者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
 - 二 60歳に達したとき。
 - 三 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき(前2号に掲げる場合を除く。)
 - 四 国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者となったとき。
 - 五 法第64条第2項の規定により運用指図者となったとき。
 - 六 国民年金法第89条(第2号に係る部分に限る。)、第90条第1項若しくは第90条の3第1項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。
 - 七 農業者年金の被保険者(独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)に規定する農業者年金の被保険者をいう。以下同じ。)となったとき。
 - 八 法律によって組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となったとき。
 - 九 企業年金等対象者となったとき。
- 2 加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入者でなかったものとみなす。

(加入者期間)

第37条 加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

- 2 加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の加入者期間を合算する。

(運用指図者)

第38条 第36条第1項各号(第1号及び第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったことにより加入者の資格を喪失した者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)は、運用指図者とする。

- 2 前項の規定によるほか、企業型年金加入者であった者(企業型年金に個人別管理資産がある者又は第164条の規定により連合会に個人別管理資産が移換された者に限る。)又は加入者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)は、連合会に申し出て、運用指図者となることができる。
- 3 企業型年金加入者であった者(企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が、前項の規定により運用指図者となることを申し出るときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。
- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 運用指図者となる年月日
 - 三 申出者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称、住所、登録番号及び連絡先
 - 四 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等(当該企業型年金の企業型年金加入者に係る記録関連運営管理業務を行う運営管理機関及び記録関連業務を行う事業主をいう。以下同じ。)の名称及び登録番号
 - 五 加入者等であったことがある者であって、最後に加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名
 - 六 企業型年金加入者であったことがある者(第3号の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者であった者に限る。)については、その旨
 - 七 法第83条第1項の規定により個人別管理資産が移換された者であるときは、その旨
 - 八 脱退一時金の請求を行うときは、その旨

第39条 連合会は、前条第3項の申出をした者が運用指図者の資格を取得したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付するものとする。

- 一 規約の内容
- 二 当該運用指図者の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 三 当該運用指図者に係る個人型記録関連運営管理機関の名称及びその連絡先
- 四 当該運用指図者に係る個人型運用関連運営管理機関の名称及びその連絡先
- 五 運用指図者の資格を取得した年月日

- 2 連合会は、法第57条第1項の規定によりこの規約の変更について厚生労働大臣の承認を受けたときは、速やかに、その内容を運用指図者に周知するよう努めるものとする。

- 3 連合会は、前条第3項の申出をした者が運用指図者となることができない者であるときは、その理由を記載した不該当通知書を当該者に交付するものとする。

第40条 運用指図者は、第38条第1項に規定する者については加入者の資格を喪失した日に、同条第3項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ運用指図者の資格を取得する。

2 第38条第3項の運用指図者についての前項の申出をした日については、第35条第2項の規定を準用する。

第41条 運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第3号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、運用指図者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき。
- 三 加入者となったとき。

2 運用指図者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、運用指図者でなかったものとみなす。

第42条 運用指図者である期間(以下「運用指図者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、運用指図者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 運用指図者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の運用指図者期間を合算する。

(加入者等の届出に関する通則)

第43条 加入者等は、この規約に基づき必要な届出を、連合会に行わなければならない。

2 加入者等が正当な理由なくこの規約に定める届出を怠った場合、これにより当該届出を怠った加入者等が被った損害は、当該加入者等が負担するものとし、連合会はその責を負わない。

第44条 連合会は、この規約に定める加入者等の届出があったときは、速やかに、その届出があった事項を加入者等が指定した個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。ただし連合会が通知する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

第45条 この規約によって、申出書又は届出書に事業主の証明書を添えなければならない場合であっても、申出書又は届出書に事業主による証明を受けたときは、証明書の添付を要しないものとする。

(指定運営管理機関の指定)

第46条 加入者等が自己に係る運営管理業務を行う運営管理機関(以下「指定運営管理機関」という。)を指定するときは、第30条第3項又は第38条第3項の申出書に、指定運営管理機関の名称及びその登録番号を記載することによってこれを行うものとする。

(指定運営管理機関の変更)

第47条 加入者等は、指定運営管理機関を変更するときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 変更前及び変更後の指定運営管理機関の名称及びその登録番号

2 指定運営管理機関が変更されたときは、変更後の指定運営管理機関は、変更が行われた日を記載した変更確認の通知書を、加入者等に対して交付しなければならない。

(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)

第48条 加入者は、第30条第4項第2号ト(1)から(5)までに掲げる者又は小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第2条第3項に規定する共済契約者(以下「小規模企業共済契約者」という。)の資格を取得したとき(第1号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。)又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 資格の種類及び当該資格を取得し、又は喪失した年月日

2 連合会は、前項の届出の受理及びこれに付随する事務を個人型記録関連運営管理機関に委託するものとする。

(退職所得控除額の控除を行った者の届出)

第49条 加入者(46歳以上の者に限る。)は、退職手当等(所得税法(昭和40年法律第33号)第30条第1項に規定する退職手当等をいい、同法第31条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。)の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 退職手当等の種類
- 三 退職手当等の支払を受けた年月日
- 四 退職所得控除額
- 五 勤続期間(所得税法施行令第69条第1項第1号に規定する勤続期間をいう。以下同じ。)

2 前項の届出書については、前条第2項の規定を準用する。

(第2号加入者の届出)

第50条 第2号加入者は、毎年1回、次の各号に掲げる資格の取得の有無に関する事項を連合会に届け出なければならない。

- 一 企業型年金加入者
- 二 企業年金制度の加入員、加入者又は受益者等
- 三 国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員
- 四 私立学校教職員共済制度の加入者

2 第2号加入者は、前項に掲げる事項を、使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して届け出ることができる。

3 連合会は、第1項の届出の受理及びこれに付随する事務を個人型記録関連運営管理機関に委託するものとする。

4 第1項の届出は、前項の規定により委託を受けた個人型記録関連運営管理機関の定めるところにより、磁気テープその他電子的媒体のほか個人型記録関連運営管理機関の定める様式により行うことができる。

5 第1項の届出は、第3項の規定により委託を受けた個人型記録関連運営管理機関の定める期日までに個人型記録関連運営管理機関に提出するものとする。

6 第1項の届出に当たっては、第30条第4項第2号ハからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。

7 連合会は、第1項の届が、第5項に定める期日までに提出されないときは、当該加入者に通知することなく当該加入者に係る掛金の引落しを停止するものとする。

(加入者の資格喪失の届出)

第51条 加入者は、その資格を喪失したとき(運用指図者となり、60歳に達し又は死亡した場合を除く。)は、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 加入者の資格を喪失した年月日
- 三 加入者の資格を喪失することとなった事由
- 四 第1号加入者が日本国内に住所を有しないこととなったときには、日本国外に有する住所

2 前項の届出書には、加入者の資格を喪失することとなった事由及び喪失年月日を明らかにすることのできる書類の写しを添付しなければならない。

(運用指図者となる申出)

第51条の2 加入者は、運用指図者となる申出を行おうとするときは、氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第52条 加入者等又は給付の受給権を有する者(以下「受給権者」という。)が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、10日以内に、その旨を連合会(受給権者が死亡した場合にあっては、当該受給権を裁定した者)に届け出なければならない。

2 前項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会(受給権者が死亡した場合にあっては、当該受給権を裁定した者)に提出することによって行うものとする。

- 一 氏名、性別、住所及び生年月日
- 二 加入者等が死亡した場合にあっては、基礎年金番号
- 三 死亡年月日
- 四 届出者の氏名、住所及び連絡先

3 前項の届出書には、加入者又は受給権者の死亡についての証明書を添付しなければならない。

(加入者の氏名変更の届出等)

第53条 加入者は、その氏名又は住所に変更があったときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名(氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名)、性別、住所(住所の変更にあつては、変更前及び変更後の住所)、生年月日及び基礎年金番号
- 二 氏名又は住所の変更の年月日

2 連合会が行う通知は、加入者等が連合会に届け出ている住所宛に行うこととする。

3 第1項の規定による届出事項の変更の届出がなかったために、連合会又はその委託を受けた運営管理機関若しくは事務委託先金融機関からの通知が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

(加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第54条 第1号被保険者である加入者は、第2号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 掛金の額を変更する場合にあっては、変更前及び変更後の毎月の掛金の額
- 三 掛金納付の方法(事業主払込を行う場合であって、その使用される事業所が登録事業所となっていないときは、当該事業所の事業主が、事業所登録申請書(第30条第4項第2号チに定める申請書をいう。以下同じ。)を併せて連合会に提出するものとする。)
- 四 申出者が使用される事業所の名称及び当該事業所が登録事業所である場合にあつては、その登録事業所番号

2 第2号被保険者である加入者は、第1号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 前項第1号及び第2号に掲げる事項
- 二 国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
- 三 付加保険料を納付する者として地方社会保険事務局長に申し出た場合にあつては、その旨
- 四 掛金引落金融機関情報

3 第1項の届出書には、第30条第4項第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

(加入者の付加保険料納付の届出等)

第55条 加入者は、国民年金基金の加入員の資格を取得又は喪失したとき、又は付加保険料を納付しようとする者若しくは付加保険料を納付することを終了しようとする者として地方社会保険事務局長に申し出たときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 国民年金基金の加入員の資格を取得したときは、その年月日、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
- 三 国民年金基金の加入員の資格を喪失したときは、その年月日及び加入員番号
- 四 付加保険料を納付しようとする者又は付加保険料を納付することを終了しようとする者として地方社会保険事務局長に申し出たときは、その年月日

2 前項に規定する者となった者は、第75条に定める掛金の拠出限度額を超えることとなる場合にあつては、掛金の変更の届出を併せて行うものとする。

(加入者の障害基礎年金受給の届出等)

第56条 加入者は、その資格を取得した後に障害基礎年金の支給を受けたときは、障害基礎年金の裁定に係る通知を受けた日から14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 障害基礎年金の年金証書の年金コード

2 前項の届出書には、障害基礎年金の年金証書の写しを添付しなければならない。

3 加入者は、その資格を取得した後に国民年金法第89条第3号の施設に入所したときは、14日以内に、当該施設の長の証明書を連合会に提出するものとする。

(第2号加入者の事業所の変更の届出)

第57条 第2号加入者は、その資格を取得した後に転職等によりその使用される事業所に変更が生じたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 申出者が使用されている事業所の名称、所在地及び連絡先
- 三 申出者が使用されている事業所が登録事業所である場合にあつては、その登録事業所番号
- 四 掛金納付の方法

2 前項の届出書には、第30条第4項第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

(運用指図者の届出)

第58条 運用指図者が、企業型年金加入者となったことにより運用指図者の資格を喪失したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 当該資格を喪失した年月日

(運用指図者の加入の申出)

第59条 運用指図者は、加入者となろうとするときは、次に掲げる運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

- 一 第1号被保険者である運用指図者

- イ 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- ロ 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額
- ハ 付加保険料を納付する者として地方社会保険事務局長に申し出ている場合にあつては、その旨
- ニ 毎月の掛金の額
- ホ 障害基礎年金受給者等であるときは、その旨及び年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
- ヘ 国民年金法第89条第3号に規定する施設の入所者であるときは、その旨
- 二 第2号被保険者である運用指図者
 - イ 前号イ及びニに掲げる事項
 - ロ 掛金納付の方法
- 2 前項の申出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前項第1号ホに該当する場合 年金証書又はこれに準じる書類の写し
 - 二 前項第1号へに該当する場合 当該施設の長の証明書
 - 三 前項第2号に該当する場合 第30条第4項第2号に掲げる書類
- 3 第1項の申出については、第35条第1項及び第2項の規定を準用する。

(退職所得控除額の控除を行った者の届出)

第60条 運用指図者(46歳以上の者に限る。)は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 退職手当等の種類
- 三 退職手当等の支払を受けた年月日
- 四 退職所得控除額
- 五 勤続期間

2 前項の届出書については、第48条第2項の規定を準用する。

(運用指図者の氏名変更の届出等)

第61条 運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名(氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名)、性別、住所(住所の変更にあつては、変更前及び変更後の住所)、生年月日及び基礎年金番号
- 二 氏名又は住所の変更の年月日

(個人型年金加入者等原簿)

第62条 連合会は、加入者等に関する原簿(以下この条において「個人型年金加入者等原簿」という。)を備え、これに加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他次の各号に定める事項を記録し、これを保存するものとする。

- 一 加入者等の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 加入者の国民年金の被保険者資格の種別
- 三 加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日
- 四 加入者が国民年金基金の加入員である場合にあつては、その旨及び資格の取得及び喪失の年月日
- 五 加入者が付加保険料を納付する者となることを地方社会保険事務局長に申し出た者であるときは、その旨及び納付を開始し、又は終了した年月日
- 六 企業型年金加入者であつた者(加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日
- 七 加入者等が掛金を拠出した年月及び拠出した掛金の額並びに掛金納付の方法

2 連合会は、個人型年金加入者等原簿については、加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)又はマイクロフィルムによって保存を行うことができるものとする。

3 個人型年金加入者等原簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって法第67条第1項の書類の備置きに代えることができる。この場合において、連合会は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人型年金加入者等帳簿)

第63条 個人型記録関連運営管理機関は、加入者等に関する帳簿(以下「個人型年金加入者等帳簿」という。)を備

え、これに次の各号に定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

- 一 加入者等の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日
 - 三 加入者等が、企業型年金加入者等又は加入者等であったことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにそれらの資格の取得及び喪失の年月日
 - 四 過去に拠出された各月ごとの掛金の額の実績及び掛金を拠出した者の名称
 - 五 加入者等が行った運用の指図の内容(運用の指図の変更の内容を含む。)及び当該運用の指図を行った年月日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った年月日)
 - 六 法第73条において準用する法第27条の規定により個人型記録関連運営管理機関が加入者等に通知した個人別管理資産額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
 - 七 次に掲げる期間の月数
 - イ 企業型年金加入者期間(法第14条に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。)
 - ロ 企業型年金運用指図者期間(法第15条に規定する企業型年金運用指図者期間をいう。以下同じ。)
 - ハ 加入者期間
 - ニ 運用指図者期間
 - ホ イからニまでに掲げる期間以外の期間
 - 八 加入者等が受給権者となったとき又は加入者等の遺族に死亡一時金が支給されたときは、給付(脱退一時金を含む。)の内容、支給の方法及び支給の実績(支給された年金又は一時金に係る徴収税額を含む。)
 - 九 法第73条において準用する法第41条第1項ただし書の規定により加入者等が死亡一時金を受ける者を指定したときは、その指定した者の氏名、性別、住所、生年月日及び加入者等との関係
 - 十 加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
 - 十一 法第4章の規定により個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項
 - 十二 法第54条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第54条の2若しくは法第74条の2の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項
 - 十三 加入者等が、46歳以後にイからヌまでに掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日
 - イ 厚生年金基金の加入員
 - ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等
 - ハ 確定給付企業年金の加入者
 - ニ 適格退職年金契約に係る受益者等
 - ホ 私立学校教職員共済制度の加入者
 - ヘ 中小企業退職金共済契約等の被共済者
 - ト 特定退職金共済契約の被共済者
 - チ 退職手当共済契約の被共済職員
 - リ 外国保険被保険者等
 - ヌ 実施事業所における退職手当制度が適用される者
 - 十四 加入者等が、46歳以後に退職手当等の支払を受けたことがあるとき(当該加入者等に係る第7号に掲げる期間に限る。)は、次に掲げる事項
 - イ 退職手当等の種類
 - ロ 退職手当等の支払を受けた年月日
 - ハ 退職所得控除額
 - ニ 勤続期間
- 2 個人型記録関連運営管理機関(第25条に規定する特定運営管理機関を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、個人型年金加入者等帳簿を保存するものとする。ただし、前項第5号に掲げる事項についてはこの限りでない。
- 一 加入者等がその個人別管理資産を企業型年金に係る資産管理機関に移換した場合 移換先のその者に係る記録関連業務を行う運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。)に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して5年を経過した日
 - 二 個人型記録関連運営管理機関が他の個人型記録関連運営管理機関に記録関連業務を承継した場合

承継した運営管理機関に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して5年を経過した日
三 前2号に掲げる場合以外の場合 加入者等に係る法第73条において準用する法第29条の給付を受ける権利が消滅した日から起算して5年を経過した日

- 3 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等帳簿に記録された事項のうち第1項第5号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。)から起算して10年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。
- 4 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等帳簿については、加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによって保存及び引渡しを行うことができるものとする。
- 5 個人型年金加入者等帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって法第67条第2項に規定する書類の備置きに代えることができる。この場合において、個人型記録関連運営管理機関は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人型年金加入者原簿及び個人型年金加入者等帳簿の閲覧等)

- 第64条 加入者等及び加入者等であった者(死亡一時金を受けることができる者を含む。)は、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、第62条の原簿若しくは前条の帳簿の閲覧を請求し、又は当該原簿若しくは帳簿に記載された事項について照会することができる。この場合においては、連合会及び個人型記録関連運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。
- 2 連合会に対する閲覧請求又は照会の手続については、連合会が定めるところによる。

第2節 事業所

(加入者を使用する厚生年金適用事業所の協力)

- 第65条 厚生年金適用事業所の事業主は当該厚生年金適用事業所に使用される者が加入者である場合には、当該加入者に対し、必要な協力をするとともに、法令及びこの規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

(加入を希望する者を使用する厚生年金適用事業所の協力)

- 第66条 厚生年金適用事業所の事業主は、その事業所に使用される者が個人型年金に加入を希望するときは、事業所登録申請書の作成等につき、必要な協力をするものとする。

(加入者を使用する厚生年金適用事業所の登録)

- 第67条 連合会は、事業所登録申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる事項を、連合会の事業所原簿に登録するものとする。
- 一 事業主の氏名又は名称及び住所
 - 二 登録事業所の名称及び所在地
 - 三 登録事業所番号
 - 四 掛金納付の方法
 - 五 登録事業所に使用される加入者が、事業主払込を行う場合にあっては、掛金引落金融機関情報
- 2 連合会は、前項の規定による登録を行ったときは、前項各号に掲げる事項を記載した通知書を当該申請書を提出した事業主に対して交付するものとする。

(事業所情報の変更の届出)

- 第68条 登録事業所の事業主は、その氏名若しくは名称若しくは住所又は登録事業所の名称若しくは所在地に変更があったとき又は掛金引落金融機関情報(当該事業主に係る事業主払込に関するものに限る。この条において同じ。)若しくは掛金納付の方法を変更するときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
- 一 登録事業所番号
 - 二 事業主の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - 三 登録事業所の名称及び所在地
 - 四 変更前の事項及び変更後の事項(掛金引落金融機関情報又は掛金納付の方法を変更しようとするときを除く。)
 - 五 掛金引落金融機関等を変更するときは、変更後の掛金引落金融機関情報
 - 六 掛金納付の方法を変更するときは、変更後の掛金納付の方法
- 2 掛金納付の方法を事業主払込から個人払込に変更する場合にあっては、前項の届出書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 事業主払込を行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類
 - 二 当該事業所に使用されるすべての第2号加入者の掛金納付の方法の変更の届出書

(登録事業所の廃止の届出)

第69条 登録事業所が、厚生年金基金を導入するなどの事由により登録事業所を廃止するときは、登録事業所の事業主は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した登録事業所の廃止届を連合会に提出するものとする。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
- 二 登録事業所の名称及び所在地
- 三 登録事業所の廃止の理由
- 四 他の登録事業所と合併した場合にあっては、当該他の登録事業所の名称及び登録事業所番号

2 登録事業所を廃止しようとする事業主は、当該事業所に使用されるすべての加入者に関し資格喪失の届出書その他必要な届出書を取りまとめて連合会に提出しなければならない。

第5章 掛金

(掛金)

第70条 加入者は、加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

第71条 前条の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第89条(第1号又は第3号に係る部分に限る。))又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。)についてのみ行うことができる。

第72条 加入者が拠出する掛金は、連合会が連合会の指定した口座へ入金されたことを確認した日に、納付が行われたものとする。

(掛金額の決定)

第73条 掛金の額は、第75条に定める拠出限度額の範囲内において、加入者が決定するものとする。

2 掛金額の単位は、5,000円以上1,000円単位とする。

(掛金額の変更)

第74条 加入者は、掛金の額の変更を、毎年4月から翌年3月までの間において1回のみ行うことができるものとする。

2 加入者が、前項の規定により掛金の額を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 変更前及び変更後の毎月の掛金の額
- 三 国民年金基金の加入員にあっては、加入員番号及び毎月の掛金の額
- 四 付加保険料を納付する者として地方社会保険事務局長に申し出ている場合にあっては、その旨

3 被保険者資格の種別の変更に伴う掛金額の変更は、第1項の変更の回数に算入しないものとする。

(拠出限度額)

第75条 掛金の拠出限度額は、その月の末日における次の各号に掲げる加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1号加入者 6万8千円(付加保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあっては、その月については、6万8千円から当該保険料又は掛金の額(その額が6万8千円を上回るときは、6万8千円)を控除した額)

二 第2号加入者 2万3千円
〔《平成21年12月31日までの規定》〕
二 第2号加入者 1万8千円

(掛金の納付)

第76条 加入者(第79条の規定により事業主を介して掛金を納付する者を除く。)は、毎月の掛金を、第30条第3項の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を翌月26日(その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。以下この項及び第79条第1項において同じ。)に行うことにより納付するものとする。ただし、加入者が、その資格を取得した後、初回の掛金を納付する場合であって連合会が定める場合には、資格取得日(加入者の資格を取得した日をいう。以下同じ。)の属する月の翌々月の26日に、資格取得日の属する月及びその翌月分の2月分の掛金の口座振替を行うものとする。

2 前項に定める掛金の口座振替は、加入者本人名義の口座からの引落しに限るものとする。(第2号加入者が、次条の規定により、事業主払込を行う場合を除く。)

3 掛金は、前納及び追納することはできない。

4 加入者は、第1項の掛金の引落しを行う口座を変更しようとするときは、変更後の掛金引落金融機関情報を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

(第2号加入者に係る掛金の納付の方法等)

第77条 第2号加入者は、掛金の納付を、その使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

2 事業主は、第2号加入者が前項に定めるところにより、事業主払込の方法による掛金の納付を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

第78条 第2号加入者が事業主払込を行うときは、第30条第3項の申出書に掛金納付の方法を記載することによって連合会に申し出るものとする。

第79条 第2号加入者が事業主払込を行う場合にあっては、当該加入者を使用する事業主は、連合会の請求に基づいて、当該加入者の毎月の掛金を、あらかじめ連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を翌月26日に行うことにより、納付するものとする。ただし、加入者が、その資格を取得した後、初回の掛金を納付する場合であって連合会が定める場合には、資格取得日の属する月の翌々月の26日に、資格取得日の属する月及びその翌月分の2月分の掛金の口座振替を行うものとする。

2 連合会は、事業主が前項の掛金の納付を行わない場合には、第2号加入者への通知その他の必要な措置をとることができる。

(掛金の納付の方法の変更に關する申出)

第80条 第2号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 変更前及び変更後の掛金納付の方法
- 三 個人払込を行う場合にあっては、掛金引落金融機関情報

2 前項の届出書には、第30条第4項第2号ロに掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型記録関連運営管理機関への掛金の額の通知)

第81条 連合会は、掛金の納付を受けたときは、納付を受けた日として第72条に定める日から7営業日以内に、各加入者に係る掛金の額を個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

2 掛金引落金融機関等は、加入者又は事業主の口座から引き落とした掛金の額を、引落しを行った日から5営業日以内に連合会に通知するものとする。

(掛金の還付)

第82条 連合会は、納付された掛金が次の各号のいずれかに該当するときは、この条及び次条から第86条までに定めるところにより、当該掛金に相当する額の還付を行うものとする。

一 国民年金の保険料を納付していない月の分として拠出されたとき。ただし、国民年金法第89条(第1号又は第3号に係る部分に限る。)又は第94条の6の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月については、この限りでない。

二 加入者たる資格を有しない者により拠出されたとき。

三 法令及びこの規約に定める限度額を超えて拠出されたとき。

2 連合会は、毎年1回、前年の1月から12月までの国民年金の保険料の納付状況を勘案して、3月を基準月とし、4月に還付を行うものとする(以下「定時還付」という。)。ただし、次の各号に定める場合は、その都度還付を行うものとする(以下「随時還付」という。)。

一 企業型年金への移換の申出があったとき。

二 老齢給付金の支給の請求があったとき。

三 障害給付金の支給の請求があったとき。

四 死亡一時金の支給の請求があったとき。

五 脱退一時金の支給の請求があったとき。

3 個人型記録関連運営管理機関にあっては前項第1号の申出があったとき、裁定業務を行う運営管理機関にあっては同項第2号から第5号に掲げる請求があったときは、連合会の指示に基づく還付の手続を行った後に当該申出又は請求の手続を行うものとする。

4 連合会は、還付を行うときは、次の各号に掲げる事項を当該還付を受ける者に通知するものとし、これに関する事務を個人型記録関連運営管理機関に委託する。

一 還付の事由

二 還付の対象となった月

三 還付の対象となった掛金額

四 還付金の振込を行う日

五 その他委託を受けた運営管理機関の定める事項

(還付金の額及び支払)

第83条 還付金の額は、還付の対象となった月に納付された掛金額に相当する額とする。

第84条 還付金の支払のために、還付を受ける者の個人別管理資産を取り崩すときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 定時還付を行う場合 当該還付を受ける者の個人別管理資産に係るすべての運用の方法について、還付割合(第82条第2項に規定する基準月の末日以降であって、運営管理機関が定める日におけるその者の個人別管理資産額に、当該個人別管理資産額に対して還付の対象となった月に納付された掛金額の占める割合をいう。)を乗じて売却し、得られた額を還付に充てるものとする。
- 二 随時還付を行う場合 イからハに掲げる場合の区分に応じ、イからハに定める方法により行うものとする。
 - イ 第82条第2項第1号、第4号及び第5号に定める場合 当該者(第4号に定める場合にあつては死亡した者)の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産を売却し、得られた額のうち還付の対象となった掛金額に相当する額を還付に充てるものとする。
 - ロ 第82条第2項第2号及び第3号に定める場合であつて、当該請求者が、その支給の方法として一時金として支給を受けることを選択したとき イに定める方法に準じる。
 - ハ 第82条第2項第2号及び第3号に定める場合であつて、当該請求者が、その支給の方法として年金として支給を受けることを選択したとき 第1号に規定する方法により資産を売却し、得られた額を還付に充てるものとする。

2 還付を受ける者が、その個人別管理資産の一部又は全部について、第91条第1項第1号から第5号までに掲げる運用の方法を選択して運用の指図を行っている場合であつて、当該各運用の方法に係る契約において取引単位の定めがあり、当該取引単位ごとの価額(以下「基準価額」という。)が変動するものであるときは、還付の対象となった掛金額(以下「還付対象額」という。)を当該運用の方法に係る持分に按分した額を基準価額で除して得られた取引単位の数を売却するものとする。この場合に当該売却によって得られた額が、還付対象額と同額とならなかった場合にあつても、対象となる運用の方法について追加の売却等の調整を要しないものとする。

3 還付を受ける者が、その個人別管理資産の一部又は全部について、第91条第1項第1号から第5号までに掲げる運用の方法を選択して運用の指図を行っている場合であつて、当該各運用の方法に係る契約において取引単位の定めがあり、前項の定めるところにより売却すべき取引単位を算定した結果、当該運用の方法に係る契約の取引単位に満たないこととなる場合には当該運用の方法について売却を行うことを要しないものとする。この場合において、当該取引単位に満たない運用の方法以外の運用の方法について行う売却によって得られた額を還付に充てるものとする。

4 還付金の支払は、還付を受ける者の掛金引落口座へ振込を行うことにより行うものとする。

(掛金の還付に係る事務費)

第85条 連合会は、掛金の還付を行うときは、還付金のうちから事務費として1,000円を徴収する。

(通算拠出期間の計算)

第86条 還付金の支払を受けた加入者等の、当該還付金に係る掛金を拠出した月は、法附則第3条第1項第5号に定める通算拠出期間に算入しないものとする。

(課税措置)

第87条 還付金の支払を受けた者は、所得税法及び関係法令の定めるところにより適正に申告しなければならない。

第6章 運用

(加入者等による運用の指図)

第88条 加入者等は、第94条から第96条までの規定に基づいて、積立金のうち当該加入者等の個人別管理資産について、自己の責任において運用の指図を行う。

(連合会の責務等)

第89条 連合会は、加入者等に対し、加入者等が行う前条の運用の指図に資するため、次の各号に掲げる事項に関する資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 確定拠出年金制度の具体的な内容

イ わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置付け

ロ 確定拠出年金制度の概要(次の(1)から(7)までに掲げる事項)

(1) 制度に加入できる者とその拠出限度額

(2) 運用商品(法第23条第1項に規定する運用の方法をいう。以下同じ。)の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預替え機会の内容

(3) 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付(年金又は一時金別)の受取方法

(4) 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法

- (5) 抛出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
- (6) 事業主、連合会、運営管理機関及び資産管理機関の役割
- (7) 事業主、連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則(責務及び禁止行為)の内容

二 金融商品の仕組みと特徴(預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項)

- イ その性格又は特徴
- ロ その種類
- ハ 期待できるリターン
- ニ 考えられるリスク
- ホ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

三 資産の運用の基礎知識

- イ 資産の運用を行うに当たっての留意点(すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること)
- ロ リスクの種類と内容(金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク等)
- ハ リスクとリターンの関係
- ニ 長期運用の考え方とその効果
- ホ 分散投資の考え方とその効果

- 2 連合会は、前項に掲げる資料の提供その他の必要な措置に関する事務を、個人型運用関連運営管理機関に委託することができる。
- 3 前項の規定により連合会から委託を受けた運営管理機関は、法第99条の定めるところにより、第1項に掲げる資料の提供その他の加入者等について必要と認められる情報を、最も適切と考えられる方法により、適宜の時期に提供するように努めるものとする。

(運用の方法の選定及び提示)

第90条 個人型運用関連運営管理機関は、運用の方法を選定し、加入者等に提示するに当たっては、次の各号に掲げる基準に従ってこれを行わなければならない。

- 一 運用関連運営管理機関が選定、提示する運用の方法(以下「提示運用方法」という。)は、次条第1項に掲げる運用の方法であって、同条第2項に掲げる要件(以下「運用方法要件」という。)に適合するものであること。
- 二 預貯金の利率、生命保険契約の予定利率、債券の収益率等運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他収益の性質が相互に類似しない3以上の運用の方法を選定し、提示するものであること。
- 三 提示運用方法のうちいずれか1以上のものは、元本が確保される運用の方法として第92条に掲げるものであること。
- 四 運営管理機関が選定した運用の方法は、加入時又は加入者等の求めに応じて、適切な方法で提示するものであること。

2 個人型運用関連運営管理機関が次条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法を選定し、提示する場合には、当該運用以外の運用の方法を少なくとも3以上選定し、提示しなければならない。

3 個人型運用関連運営管理機関は、第1項の規定により運用の方法を提示するときは、加入者等に当該運用の方法を選定した理由を示さなければならない。

(運用の方法)

第91条 個人型運用関連運営管理機関が選定し、提示することができる運用の方法は、次に掲げる運用の方法であって、次項に掲げる運用方法要件に適合するものとする。

- 一 預金又は貯金の預入であって次に掲げるもの
 - イ 預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関(事務委託先金融機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ハ及びニにおいて「預金保険対象金融機関」という。)を相手方とする預金(外貨預金及び譲渡性預金(準備預金制度に関する法律施行令(昭和32年政令第135条)第4条第2号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。))を除く。)の預入
 - ロ 農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定する農水産業協同組合(事務委託先金融機関の貯金又は預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「貯金保険対象組合」という。)を相手方とする貯金又は預金(外貨貯金及び農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和48年政令第201号)第6条第1号に規定する譲渡性預金を除く。)の預入
 - ハ 預金保険対象金融機関以外の銀行を相手方とする預金(外貨預金を含み、譲渡性預金を除く。)の預入
 - ニ 預金保険対象金融機関又は貯金保険対象組合を相手方とする外貨預金又は外貨貯金の預入
- 二 信託会社(法第8条第1項第1号に規定する信託会社をいい、信託業務を行う金融機関を含む。以下同じ。)への信託であって、次に掲げるもの

- イ 信託業務を営む金融機関への金銭信託であって、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第6条の規定により元本の補てんの契約のあるもの
- ロ 信託会社への金銭信託(イ及びハに掲げるものを除く。)
- ハ 信託会社への信託であってその信託財産を1の法人の発行する社債券又は株券(次号において「1法人の発行する社債券等」という。)の売買のみにより運用することを約するもの
- 三 次に掲げる有価証券(有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。)の売買
 - イ 国債証券
 - ロ 地方債証券
 - ハ 特別の法律により法人の発行する債券(その債務について政府が保証しているものに限り、ニに掲げるものを除く。)
 - ニ 預金保険法第2条第2項第5号に規定する債券又は農水産業協同組合貯金保険法第2条第2項第4号に規定する農林債券
 - ホ 信託業務を営む金融機関の貸付信託の受益証券であって金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第6条の規定により元本の補てんの契約のあるもの
 - ヘ 特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(ハ及びニに掲げるものを除く。)
 - ト 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券(ハに掲げるものを除く。)
 - チ 特別の法律により設立された法人(トに規定する法人を除き、国、トに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものに限る。)であって当該特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券(ハに掲げるものを除く。)
 - リ 貸付信託の受益証券(ホに掲げるものを除く。)
 - ヌ 投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第3項に規定する投資信託をいう。)の受益証券(ソに掲げるものを除く。)
 - ル 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。)の投資証券(ツに掲げるものを除く。)又は投資法人債券(同法第2条第18項に規定する投資法人債券をいう。)
 - ヲ 外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関の発行する債券
 - ワ 外国法人の発行する債券(その債務についてヲに規定する者が保証しているものに限り、ヲに掲げるものを除く。)
 - カ 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債券(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第7項に規定する優先出資証券及び特定社債券を含む。)並びに資産の流動化に関する法律第2条第15項に規定する受益証券
 - ヨ 社債券(相互会社の社債券を含み、ハに掲げるものを除く。)
 - タ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関が同法の規定に基づき発行する優先出資証券
 - レ 株券
 - ソ 証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に規定する証券投資信託をいう。以下この項において同じ。)であってその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用を約するもの。
 - (1) 1法人の発行する社債券等の売買
 - (2) 1の証券投資信託の受益証券(1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するものに限る。)の売買
 - (3) 1の投資法人の投資証券(1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するもの。)の売買
 - ツ 投資法人であってその資産をソ(1)から(3)までに掲げる売買のみにより運用することを約するものの投資証券
 - ネ 外国法人の発行する債券又は株券(ヲ及びワに掲げるものを除く。)
 - ナ 外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第22項に規定する外国投資信託をいう。)の受益証券又は外国投資証券(同法第220条に規定する外国投資証券をいう。)
- 四 次に掲げる生命保険の保険料又は生命共済の払込みであって次に掲げるもの

イ 生命保険会社(法第8条第1項第2号に規定する生命保険会社をいう。以下同じ。)であって保険業法(平成7年法律第105号)第265条の2第1項に規定する保険契約者保護機構(以下単に「保険契約者保護機構」という。)の会員の資格を有するものへの生命保険(各加入者等に係る払込保険料の全額(保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)第10条第8号に規定する付加保険料(保険業法第116条第1項の規定により責任準備金として積み立てないものに限る。)に相当する部分であって、各加入者等に係る払込保険料の全額のうち占める割合が、千分の3以下であるものを除く。)が、当該加入者等が60歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金の支払に充てるため、同法第116条第1項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第1項に規定する特別勘定に属しないものに限る。)の保険料の払込み

ロ 次に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の払込みであって、イに掲げるもの以外のもの

(1) 生命保険会社

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会(次項第5号において「農業協同組合等」という。)

五 次に掲げる損害保険の保険料の払込みであって次に掲げるもの

イ 損害保険会社(法第8条第1項第4号に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。)であって、保険契約者保護機構の会員の資格を有するものへの損害保険(各加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第70条第1項第1号ロに規定する未経過保険料及び同項第3号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分(各加入者等に係る払込保険料の全額のうち占める割合が、千分の3以下であるものに限る。)を除いた全額が、返戻金の支払に充てるため、保険業法第116条第1項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第1項に規定する特別勘定に属しないものに限る。)の保険料の払込み

ロ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みであって、イに掲げるもの以外のもの

2 運用方法要件は、次のとおりとする。

一 当該運用の方法に係る契約において、次に掲げる事項があらかじめ定められていること。

イ 法第25条第1項の規定により運用の指図を行った者の当該契約に基づく持分の額又はその算定方法

ロ 当該契約に係る法第25条第4項の規定による措置に要する費用があるときは、その費用の額又はその算定方法

二 法第25条第4項の規定により必要な措置が行われたときは、当該運用の方法に係る契約の締結、変更又は解除等に基づき持分の額が速やかに算定されるものであること。

三 当該運用の方法に係る契約に基づく預金又は貯金(利子を含む。)の払出しに係る金銭の額、信託財産の交付に係る金銭(収益の分配を含む。)の額、有価証券の譲渡又は償還に係る金銭の額、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額は、当該運用の方法について法第25条第1項の規定により運用の指図を行った者の個人別管理資産に充てられるものであること(第144条及び第145条の規定に基づいて、運営管理機関又は事務委託先金融機関が個人型年金の実施に要する事務費に充てるときを除く。)

四 有価証券の売買にあつては、当該有価証券は、随時に時価評価金額(法人税法第61条の3第1項第1号に規定する時価評価金額をいう。)を算定できるものであること。

五 生命保険会社又は農業協同組合等への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該払込みについて法第25条第1項の規定により運用の指図を行った者を被保険者又は被共済者とするものであること。

ロ 事務委託先金融機関(当該運用の指図を行った者の運用の指図に係る運用の方法に係る契約を行ったものに限る。次号ロにおいて同じ。)を保険金、年金又は共済金の受取人とするものであること。

ハ 当該払込みに係る契約に基づく保険金、年金又は共済金の支払は、次に掲げる場合に限り、行われるものであること。

(1) 被保険者又は被共済者が加入者等の資格を喪失した場合

(2) 被保険者又は被共済者が所定の時期に生存している場合

(3) 被保険者又は被共済者が当該所定の時期の前に死亡した場合(重度の障害の状態となった場合を含む。)

六 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該払込みについて法第25条第1項の規定により運用の指図を行った者を被保険者とするものであること。

ロ 事務委託先金融機関を返戻金又は保険金の受取人とするものであること。

ハ 当該払込みに係る契約に基づく保険金の支払は、被保険者が保険期間中に発生した事由により死亡した場合(重度障害の状態となった場合を含む。)に限り、行われるものであること。

七 前項第4号イ及び同項第5号イに規定する運用の方法は、当該運用の方法を選択して運用の指図を行っている受給権者が法第28条の給付の請求をしたときに、当該運用の方法に係る個人別管理資産の全額を当該受給権者に対し一時金(法第35条第2項又は第38条第2項に規定する一時金をいう。)として支給することができるものでなければならない。

八 その他当該運用の方法に係る契約に法令に違反する事項がないこと。

(元本確保の運用方法)

第92条 第90条第1項第3号に定める元本が確保される運用の方法は、次の各号に掲げる運用の方法であって前条第2項に規定する運用方法要件に適合するものとする。

- 一 前条第1項第1号イ及びロに掲げる方法
- 二 前条第1項第2号イに掲げる方法
- 三 前条第1項第3号イからホまでに掲げる方法
- 四 前条第1項第4号イに掲げる方法
- 五 前条第1項第5号イに掲げる方法

(運用の方法に係る情報の提供)

第93条 第90条の規定により個人型運用関連運営管理機関が加入者等に情報を提供する場合にあつては、各運用の方法ごとに、次の各号に掲げる情報を提供するものとする。

- 一 運用の方法の内容(次に掲げる事項を含む。)に関する情報
 - イ 利益の見込み(利益の見込みを示すことが困難である場合にあつては、その旨)及び損失の可能性に関する事項
 - ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
 - ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
 - 二 当該運用の方法を加入者等に提示した日の属する月の前月の末日から起算して過去10年間(当該運用の方法の過去における取扱期間が10年に満たない場合にあつては、当該期間)における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
 - 三 個人別管理資産額の持分の計算方法
 - 四 加入者等が運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
 - 五 次のイからニまでに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる情報
 - イ 預貯金の預入 預金保険制度(預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施する制度をいう。)又は農水産業協同組合貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づき農水産業協同組合貯金保険機構が実施する制度をいう。)(以下この条において「預金保険制度等」という。)(の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあつては、加入者等が受ける保護の内容を含む。))
 - ロ 金融債(特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。)の売買 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあつては、加入者等が受ける保護の内容を含む。))
 - ハ 金銭信託(貸付信託を含む。)の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあつては、加入者等が受ける保護の内容を含む。))
 - ニ 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報(保険契約者保護機構による保護の対象となっている場合にあつては、加入者等が受ける保護の内容を含む。))
 - 六 金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)第3条第1項各号に規定する重要事項に関する情報
 - 七 前各号に定めるもののほか、加入者等が運用の指図を行うために必要な情報
- 2 個人型運用関連運営管理機関は、専門的な知見に基づいて、前項各号に掲げる情報を、運用の方法を加入者等に提示するときその他必要に応じ加入者等に提供しなければならない。
- 3 個人型運用関連運営管理機関は、銀行法(昭和56年法律第59号)第21条、保険業法第111条その他の法令の規定により公衆の縦覧に供している金融機関(当該個人型運用関連運営管理機関が加入者等に提示した運用の方法に係る契約の相手方たる金融機関に限る。)の業務及び財産の状況に関する説明書類を、個人型運用関連運営管理機関の営業所に備え置き、加入者等の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の説明書類の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって前項に規定する説明書類の備置きに代えることができる。

(運用の指図)

第94条 加入者等は、指定運営管理機関が定め加入者等に示したところにより、少なくとも3月に1回、運用の指図を行うことができる。

(運用の指図の方法)

第95条 加入者等は、法第25条第1項の運用の指図を行うに当たっては、提示運用方法の中から1又は2以上の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額又は配分率を決定して、これらの事項を個人型記録関連運営管理機関に示すものとする。

2 個人型記録関連運営管理機関は、加入者等からの運用の方法の指図を受けるに当たり、電話若しくは電子的媒体等によりその受付を行うことができるものとする。

(運用の指図の制約等)

第96条 加入者等が、運用の指図を行おうとする場合であって、次の各号に掲げるときは、運用の指図を受ける運営管理機関は、運営管理機関の定めるところにより、当該運用の指図を受けることを留保することができる。

一 給付を受ける権利を有する者が支給を請求した場合であって、当該請求を受けた裁定業務を行う運営管理機関において裁定を完了していないとき。

二 加入者等が、第47条の規定により、指定運営管理機関を変更することを申し出た場合であって、その手続が完了していないとき。

三 その他運営管理機関が必要と認める場合であって、運営管理機関があらかじめ加入者等に示したとき。

2 前項第1号に掲げる給付の支給の請求があったとき又は第2号に掲げる申出があったときは、運営管理機関は当該請求又は申出を行った者に対して、速やかに、運用の指図又は運用の指図の変更を受けることを留保することを示さなければならない。

3 運用の指図を受ける運営管理機関は、次の各号に掲げるときは、元本が確保される運用の方法であって運営管理機関があらかじめ定めたものへの運用の指図があったものとみなすことができるものとする。

一 加入者等が、正当な理由により運用の指図を行うことができないとき。

二 当該運営管理機関が定め、あらかじめ加入者等に対して示した期日までに運用の指図を行わなかったとき。

三 その他運営管理機関が必要と認める場合であって、運営管理機関があらかじめ加入者等に示したとき。

4 前項の場合において、運営管理機関は、当該運営管理機関が定めた運用の方法をあらかじめ加入者等に示さなければならない。

(郵便貯金銀行への預金等に係る運用の指図)

第97条 個人型記録関連運営管理機関は、法第25条第1項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第3項の規定により、連合会に通知するとともに、第1号に定める事項にあっては郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。第1号において同じ。)に、第2号に定める事項にあっては郵便保険会社(同法第126条に規定する郵便保険会社をいう。第2号において同じ。)に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行への預金の預入 次に掲げる事項

イ 法第25条第1項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所及び生年月日

ロ 郵便貯金銀行への預金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ 事務委託先金融機関(当該運用の指図を行った者の持分に係る契約に関する事務を取扱うものに限る。次号ハにおいて同じ。)の名称及び住所

二 郵便保険会社への生命保険の保険料の払込み 次に掲げる事項

イ 法第25条第1項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所、性別及び生年月日

ロ 郵便保険会社の生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他当該者の運用の指図に係る郵便保険会社への生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確定するために必要な事項

ハ 事務委託先金融機関の名称及び住所

(運用の方法の除外に係る同意)

第98条 個人型運用関連運営管理機関は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して法第25条第1項の運用の指図を行っている加入者等の同意を得なければならない。ただし、次の各号に該当することにより当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

一 当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたこと又は破産開始の決定があったこと。

二 当該運用の方法が第91条第1項第3号ル、ソ又はツに掲げる方法である場合にあっては、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。)が同法第216条の規定により同法第187条の登録の取消しを受けたこと。

三 運用の方法が第91条第1項第3号ヌ、ソ又はナ(外国投資証券を除く。)に掲げる方法である場合にあっては、当該受益証券が投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第4条第1項又は第49条第1項に規定す

る投資信託約款をいう。)の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと。

(加入者等への通知事項)

第99条 個人型記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、加入者等の個人別管理資産額その他次の各号に定める事項を当該加入者等に通知しなければならない。

- 一 個人型記録関連運営管理機関が法第27条の規定により加入者等に通知する日として運営管理機関が定め、あらかじめ加入者等に示した一定の期日(以下この条において「今期日」という。)における個人別管理資産額
- 二 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとのその者の持分に相当する額
- 三 個人型記録関連運営管理機関が法第27条の規定により行った前回の通知の期日(以下この条において「前期日」という。)における個人別管理資産額
- 四 前期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- 五 前期日から今期日までに拠出された各月ごとの掛金の額及び掛金を拠出した者の名称
- 六 過去に拠出された掛金の総額
- 七 前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
- 八 前期日から今期日までの間に加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
- 九 前期日から今期日までの間に法第54条の規定により企業年金制度又は退職手当制度からその資産の全部又は一部の移換が行われたとき又は法第54条の2若しくは法第74条の2の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

第7章 給付等

第1節 通則

(給付の種類)

第100条 個人型年金の給付(この章において「給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 老齢給付金
- 二 障害給付金
- 三 死亡一時金

第101条 個人別管理資産は、この規約で定める給付及び第5節に規定する脱退一時金以外にこれを引出すことはできない。

(給付の裁定)

第102条 給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて、裁定業務を行う運営管理機関が裁定する。

- 2 裁定業務を行う運営管理機関は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を連合会に通知しなければならない。
- 3 裁定業務を行う運営管理機関は、第1項の規定による給付の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

(給付の額)

第103条 給付の額は、次の各号に掲げる算定方法の基準に従って、運営管理機関が定め加入者等に提示したところにより算定した額とする。

- 一 年金として支給されるもの 個人別管理資産額及び支給予定期間(受給権者が請求日(給付の支給を請求した日をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)において運営管理機関が定め加入者等に提示したところにより申し出た5年以上20年以下の期間であって、当該申し出た日の属する月以降の月から起算するものをいう。)を勘案して、算定されるものであること。
- 二 一時金として支給されるもの 個人別管理資産額を勘案して算定されるものであること。

(年金給付の支給期間等)

第104条 給付のうち年金として支給されるもの(次項において「年金給付」という。)の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

- 2 年金給付は、運営管理機関の定めた毎年一定の支払期月に支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金給付又は権利が消滅した場合におけるその期の年金給付は、支払期月でない月であっても、支払うことができるものとする。

(一時金として支給される給付)

第105条 一時金として支給される給付は、その全額を一時に支給するものとする。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第106条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(端数処理)

第107条 給付の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第108条 企業型年金加入者であった者又は加入者であった者であって、次の各号に掲げる者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金の障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、裁定業務を行う運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 60歳以上61歳未満の者 10年
- 二 61歳以上62歳未満の者 8年
- 三 62歳以上63歳未満の者 6年
- 四 63歳以上64歳未満の者 4年
- 五 64歳以上65歳未満の者 2年
- 六 65歳以上の者 1月

2 前項の通算加入者等期間とは、同項に規定する者の次の各号に掲げる期間(その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)を合算した期間(法第54条第2項、法第54条の2第2項又は法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)をいう。

- 一 企業型年金加入者期間
- 二 企業型年金運用指図者期間
- 三 加入者期間
- 四 運用指図者期間

3 前項の規定により通算加入者等期間を算定する場合において、同一の月が同時に2以上の同項各号に掲げる期間の算定の基礎となるときは、その月は、同項各号に掲げる期間のうち1の期間についてのみ、その算定の基礎となるものとする。

4 第1項の請求があつたときは、連合会は、裁定業務を行う運営管理機関の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

第109条 前条第1項の給付の請求の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した裁定請求書を裁定業務を行う運営管理機関に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 払渡希望金融機関情報(給付の払渡しを希望する金融機関の名称、本店・支店名、預金種目及び口座番号をいう。以下同じ。)
- 三 給付の支給の方法

2 前条第1項の請求には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長(都の特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長とする。以下この章において同じ。)の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

(70歳到達時の支給)

第110条 企業型年金加入者であった者又は加入者であった者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が第108条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく70歳に達したときは、連合会は、その者に、裁定業務を行う運営管理機関の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

2 前項の老齢給付金は、一時金として支給し、その額については当該一時金の支給に係るすべての個人別管理資産について現金化が完了した日における個人別管理資産額とする。

(支給の方法)

第111条 老齢給付金は、年金として支給する。ただし、運営管理機関の定めるところによりその全部又は一部を一時的金として支給することができる。

第112条 老齢給付金の受給権者は、運営管理機関が定める場合には、給付の支給を開始した日の属する月から起算して5年を経過した日以後の日に、裁定業務を行う運営管理機関に申し出て、給付の支給を一時に受けること

ができるものとする。

- 2 受給権者が、前項に定める申出をしたときは、その額は、次条の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額とする。

(給付の額の算定方法)

第113条 年金たる老齢給付金の給付の額の算定方法は、請求日において、運営管理機関が定め、加入者等に提示したところにより受給権者が定めたものとし、その額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものとする。

- 2 年金たる老齢給付金の給付の額(前条第2項及び第115条第2項の規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又は次条の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。(請求日において、個人別管理資産について、保険又は共済の契約であって終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。次項において同じ。)

- 3 有期年金である老齢給付金の支給予定期間は、受給権者がその支給について裁定業務を行う運営管理機関に申し出た日の属する月以後の運営管理機関の定める月(請求日の属する月から起算して3月以内の月に限る。)から起算して5年以上20年以下とする。

(給付の額の算定方法の変更)

第114条 年金たる老齢給付金の受給権者は、個人別管理資産額が過少となったことにより給付の支給を支給予定期間にわたって受けることが困難となった場合であって運営管理機関が定める場合には、その支給を当該支給期間にわたって受けることを裁定業務を行う運営管理機関に申し出て、その額の算定方法を、前条第1項の規定にかかわらず、1回に限り変更することができるものとする。

- 2 前項の申出をした場合にあつては、年金たる老齢給付金の給付の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであり、かつ、前条第1項の規定に基づき算定した額を当該申出をした日の属する月の翌月以後の給付について変更するものとする。

第115条 支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合にあつては、その全額を、当該月の翌月以降に一括で支給するものとする。

- 2 前項において支給する額は、当該最後の月の末日における個人別管理資産額とする。

(一時金たる老齢給付金)

第116条 老齢給付金の受給権者が、第111条の規定に基づいて老齢給付金の全部又は一部を一時金として支給を受けることを申し出たときは、次の各号の規定に従って支給する。

- 一 一時金たる老齢給付金の給付の額は、当該一時金の支給に係るすべての個人別管理資産について現金化が完了した日(請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額(老齢給付金の一部を一時金とする場合にあつては、当該個人別管理資産額に基づいて算定される額)とする。
- 二 老齢給付金の一部を一時金とする場合にあつては、その支給の請求は1回に限るものとし、かつ、その額は、請求日において、運営管理機関が定め、加入者等に提示したところにより受給権者が算定したものとする。

(失権)

第117条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 個人型年金の障害給付金の受給権者となったとき。
- 三 個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

第3節 障害給付金

(支給要件)

第118条 企業型年金加入者、加入者又はこれらの者であった者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)、以下「障害認定日」という。)から70歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の1級及び2級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に裁定業務を行う運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。

- 2 企業型年金加入者、加入者又はこれらの者であった者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この項において「基準傷病」という。)に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であつて、基準傷病に係る障害認定日から70歳に達する日の前日ま

での間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の1級及び2級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が2以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)の初診日以降であるときに限る。)は、その者は、その期間内に裁定業務を行う運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。

3 前2項の請求があったときは、連合会は、裁定業務を行う運営管理機関の裁定に基づき、その請求をした者に障害給付金を支給する。

第119条 前条第1項及び第2項の給付の請求の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した裁定請求書を裁定業務を行う運営管理機関に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 二 払渡希望金融機関情報
- 三 給付の支給の方法

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類
- 二 障害基礎年金の年金証書又はこれに準ずる書類の写し

(支給の方法)

第120条 障害給付金は、年金として支給する。ただし、運営管理機関の定めるところによりその全部又は一部を一時金として支給することができる。

第121条 障害給付金の受給権者は、運営管理機関が定める場合には、給付の支給を開始した日の属する月から起算して5年を経過した日以後の日に、裁定業務を行う運営管理機関に申し出て、給付の支給を一時に受けることができるものとする。

2 受給権者が、前項に定める申出をしたときは、その額は、次条の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額とする。

(給付の額の算定方法)

第122条 年金たる障害給付金の給付の額の算定方法は、請求日において、運営管理機関が定め、加入者等に提示したところにより受給権者が定めたものであって、かつ、運営管理機関が定める場合には、5年ごとに、受給権者の申出により変更(支給予定期間の変更を含む。)することができるものとし、その額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものとする。

2 年金たる障害給付金の給付の額(前条第2項及び第124条第2項の規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又は次条の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。(請求日において、個人別管理資産について、保険又は共済の契約であって終身年金を支給することを約したものにに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。次項において同じ。)

3 有期年金である障害給付金の支給予定期間は、受給権者がその支給について裁定業務を行う運営管理機関に申し出た日の属する月以後の当該運営管理機関の定めた月(請求日の属する月から起算して3月以内の月に限る。)から起算して5年以上20年(受給権者がその受給権を取得した日において60歳未満である場合にあっては、20年にその受給権を取得した日の属する月の翌月から受給権者が60歳に達する月までの期間を加えた期間)以下とする。

(給付の額の算定方法の変更)

第123条 年金たる障害給付金の受給権者は、個人別管理資産額が過少となったことにより給付の支給を支給予定期間にわたって受けることが困難となった場合であって運営管理機関が定める場合には、その支給を当該支給期間にわたって受けることを裁定業務を行う運営管理機関に申し出て、その額の算定方法を、前条第1項の規定にかかわらず、変更することができるものとする。

2 前項の申出をした場合にあっては、年金たる障害給付金の給付の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであり、かつ、前条第1項の規定に基づき算定した額を当該申出をした日の属する月の翌月以後の給付について変更するものとする。

第124条 支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合にあっては、その全額を、当該月の翌月以降に一括で支給するものとする。

2 前項において支給する額は、当該最後の月の末日における個人別管理資産額とする。

(一時金たる障害給付金)

第125条 障害給付金の受給権者が、第120条の規定に基づいて障害給付金の全部又は一部を一時金として支給を受けることを申し出たときは、次の各号の規定に従って支給する。

- 一 一時金たる障害給付金の給付の額は、当該一時金の支給に係るすべての個人別管理資産について現金化

が完了した日(請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額(障害給付金の一部を一時金とする場合にあつては、当該個人別管理資産額に基づいて算定される額)とする。

- 二 障害給付金の一部を一時金とする場合にあつては、その支給の請求は1回に限るものとし、かつ、その額は、請求日において、運営管理機関が定め、加入者等に提示したところにより受給権者が算定したものとする。

(失権)

第126条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

第4節 死亡一時金

(支給要件)

第127条 連合会は、企業型年金加入者、加入者又はこれらの者であつた者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が死亡したときに、その者の遺族に、裁定業務を行う運営管理機関の裁定に基づいて、死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の給付の請求の申請は、第130条に規定する遺族が、次の各号に掲げる事項を記載した裁定請求書を裁定業務を行う運営管理機関に提出することにより行うものとする。

- 一 請求者の氏名、性別、住所、生年月日並びに請求者と死亡した者との関係
- 二 死亡した者の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
- 三 死亡した者の死亡年月日
- 四 払渡希望金融機関情報

3 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 死亡診断書その他死亡を証する書類
- 二 請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることのできる戸籍の謄本又は抄本(請求者が届出をしていないが、死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類)
- 三 請求者が第130条第1項第2号又は第3号に掲げる者であるときは、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類
- 四 請求者が死亡した者の配偶者以外の者であるときは、第130条第1項の規定により死亡一時金の支給を受けべき遺族が他に存在しないことを明らかにすることができる書類

(その他の者に係る死亡一時金の支給)

第128条 前条第1項の規定にかかわらず、特定運営管理機関は、次の各号に掲げる者(以下「その他の者」という。)が死亡したときは、その他の者に係る死亡一時金の裁定を行うものとし、連合会は特定運営管理機関の裁定に基づいて死亡一時金を支給する。

- 一 企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に法第80条から第82条までの規定により移換されなかつたもの(当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。)
- 二 企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が法第80条から第82条までの規定により移換されなかつたもの

2 その他の者に係る死亡一時金の給付の請求の申請は、第130条に規定する遺族が、前条第2項各号に掲げる事項を記載した死亡一時金裁定請求書を連合会に提出することにより行うものとする。

3 前項の請求書には、前条第3項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(給付の額)

第129条 死亡一時金の給付の額は、請求日以後の日であつて、その支給に係る死亡した者の個人別管理資産がすべて現金化された日(請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。)の個人別管理資産額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第130条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を裁定業務を行う運営管理機関に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

- 一 配偶者
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて第2号に該当しないもの

- 2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金の請求は、死亡一時金の受領に関し一切の権限を有する代理人1人を定め、その者によりしなければならない。
- 4 前項の代理人は、その権限を証する書類を裁定業務を行う運営管理機関(その死亡した者がその他の者である場合にあつては、連合会)に提出しなければならない。
- 5 加入者等は、裁定業務を行う運営管理機関に申し出て、死亡一時金の受取人を指定し、又はその指定を変更し若しくは撤回することができる。
- 6 指定された受取人が死亡した後に、再指定が行われなかった場合は、第1項本文及び第2項に定めるところによる。
- 7 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。
- 8 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

(欠格)

第131条 故意の犯罪行為により企業型年金加入者、加入者又はこれらの者であつた者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者、加入者又はこれらの者であつた者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第5節 脱退一時金

(脱退一時金の支給要件)

第132条 連合会は、次の各号のいずれにも該当するものについて、運用指図者にあつては裁定業務を行う運営管理機関の、運用指図者以外の者にあつては特定運営管理機関の裁定に基づいて、脱退一時金を支給する。

- 一 60歳未満であること。
- 二 企業型年金加入者でないこと。
- 三 第30条第1項又は第2項に掲げる者に該当しないこと。
- 四 企業型年金及び個人型年金の障害給付金の受給権者でないこと。
- 五 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間(法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により法第108条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び加入者期間(加入者が納付した掛金に係る加入者期間に限るものとし、法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)を合算した期間をいう。)が1月以上3年以下であること又は請求した日(以下この条において単に「請求日」という。)における個人別管理資産の額として次に掲げるところにより計算した額が50万円以下であること。
 - イ 企業型年金加入者等の資格を喪失した者(ロに掲げる者を除く。)又は個人型年金加入者等の資格を喪失した者 (1)から(4)までに掲げる額を合算した額から(5)に掲げる額を控除して得た額
 - (1) 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額
 - (2) 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主が拠出することとなっていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額
 - (3) 法第54条第1項又は法第54条の2第1項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
 - (4) 法第74条の2第1項の規定に基づき連合会に移換することとなっていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
 - (5) 法第3条第3項第10号に掲げる事項を企業型年金に係る規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額
 - ロ 法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 イ(1)に掲げる額
- 六 最後に企業型年金加入者又は加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと。
- 七 法附則第2条の2第1項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

(脱退一時金の請求手続)

第133条 前条の規定による脱退一時金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、運用指図

者にあつては裁定業務を行う運営管理機関に、運用指図者以外の者にあつては連合会に提出することによって行うものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 脱退一時金の払渡を希望する金融機関の名称、本店・支店名、預金種目及び口座番号
 - 三 企業型年金加入者であつた者(運用指図者を除く。)であるときは、当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号
- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類
 - 二 請求者が第2号被保険者である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 請求者が第2号被保険者であることについての書類
 - ロ 請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していないこと、又は当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては当該請求者が企業型年金加入者の資格を有していないことについての当該事業主の証明書
 - ハ 請求者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについての請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書
 - (1) 厚生年金基金の加入員
 - (2) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等
 - (3) 確定給付企業年金の加入者
 - (4) 適格退職年金契約に係る受益者等
 - (5) 国家公務員共済組合の組合員
 - (6) 地方公務員等共済組合の組合員
 - (7) 私立学校教職員共済制度の加入者
 - 三 請求者が国民年金の第3号被保険者である場合にあつては、それを証する書類

(脱退一時金の請求と同時に個人別管理資産の移換の申出)

第134条 企業型年金加入者であつた者(運用指図者を除く。)が脱退一時金の支給を請求するときは、第38条第2項の申出を同時に行わなければならない。

(脱退一時金の額)

第135条 脱退一時金の額は、その支給を請求した者の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日(その請求をした日から起算して3月を経過するまでの日に限る。)における個人別管理資産額とする。

(脱退一時金の支給を受けたときの通算加入者等期間の計算)

第136条 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに加入者期間及び運用指図者期間は、第108条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。

(脱退一時金の請求に対する通知)

第137条 連合会又は裁定業務を行う運営管理機関は、脱退一時金の裁定をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した脱退一時金裁定通知書を当該請求を行った者に交付するものとする。

- 一 当該請求を行った者の氏名及び基礎年金番号
 - 二 脱退一時金の額
 - 三 脱退一時金の支給日
 - 四 脱退一時金の払渡を希望する金融機関の名称、本店・支店名、預金種目及び口座番号
- 2 連合会は、裁定の結果脱退一時金を支給することができないときは、その理由を当該請求を行った者に通知するものとする。

第8章 連合会の行為準則

(連合会の行為準則)

第138条 連合会は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及びこの規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行するものとする。

- 2 連合会は、前項の規定に反するもの及び加入者等の保護に欠けるものとして次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、第19条の規定による運営管理業務の委託に係る契約又は第26条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる事務の委託に係る契約を締結すること。

- 二 運用関連業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を加入者等に対し提示させること。
- 三 運用関連業務を委託した運営管理機関に、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めさせること。
- 四 加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと、又は行わないことを勧めること。
- 五 加入者等に、運用の指図を連合会又は加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。
- 六 加入者等に、当該加入者等に係る運営管理業務を行う運営管理機関として特定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること。

(加入者等に関する個人情報の取扱い)

第139条 連合会は、個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令に基づき、個人情報を適正に取り扱うための措置を講じるものとする。

- 2 この規約に定めるもののほか、連合会が保有する個人情報の保護に関して必要な事項は、規約策定委員会の議決を経て別に定める。

第9章 費用の負担

(連合会が徴収する事務費)

第140条 連合会は、個人型年金の実施に必要な自らの事務に係る事務費を徴収する。

(連合会が徴収する手数料)

第141条 加入者及び運用指図者は、前条の事務費に充てるため、次の各号に掲げる手数料を負担するものとする。

- 一 連合会が、個人の勘定を開設し、記録を管理するために徴収する手数料
- 二 その他特定の事務に要する経費として、連合会が徴収する手数料

第142条 連合会が徴収する手数料の額は次のとおりとする。

- 一 新たに加入者等の資格を取得したとき 2,000円
- 二 掛金の収納及びこれに付随する事務に係る手数料 1月当たり100円

(手数料の徴収の方法)

第143条 連合会は、次の各号に掲げる方法により、加入者等の個人別管理資産から手数料を徴収するものとする。

- 一 前条第1号に掲げる手数料については、次に掲げる方法
 - イ 加入者の資格を取得した者 当該加入者の資格を取得した者が初めて納付する掛金又は連合会に移換された個人別管理資産のいずれかのうちから控除することにより徴収する。
 - ロ 運用指図者の資格を取得した者 連合会に移換された、その者に係る個人別管理資産のうちから控除することにより徴収する。
- 二 前条第2号に掲げる手数料については、加入者が毎月拠出する掛金のうちから控除することにより徴収する。

(連合会以外の機関が徴収する手数料)

第144条 運営管理機関は、運営管理機関の定めるところにより、その事務費に充てるため加入者等の個人別管理資産から手数料を徴収することができる。

- 2 運営管理機関は、当該運営管理機関が加入者等から徴収する手数料の内容、徴収の時期及び徴収の方法につき、加入者等に明示しなければならない。
- 3 特定運営管理機関は、第25条に規定する業務を行うに当たりその事務費に充てるため、特定運営管理機関の定めるところにより当該その他の者の個人別管理資産から手数料を徴収することができる。

第145条 事務委託先金融機関は、当該金融機関の定めるところにより、その事務費に充てるため加入者等の個人別管理資産から手数料を徴収することができる。

- 2 前項に定める場合にあっては、当該金融機関は、加入者等の個人別管理資産から徴収する手数料の内容、徴収の時期及び徴収の方法について、前条第2項に定めるところに準じて、加入者等に明示しなければならない。

第10章 財務及び会計

(事業年度)

第146条 個人型年金に係る事業年度は、毎年4月1日より開始し、翌年3月31日をもって終了するものとする。

(借入金)

第147条 連合会は、この規約の定める目的を達成するため必要な場合であって、厚生労働大臣の承認を受けたと

きは、借入金をすることができる。

(個人型年金に係る業務に関する財務及び会計規程)

第148条 個人型年金に係る業務に関する財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、策定委員会の議決を経て別に規程を設けるものとする。

第11章 個人型年金の終了

第149条 個人型年金は、連合会が解散するに至った日に終了する。

第12章 個人別管理資産の移換

第1節 通則

(通則)

第150条 法第80条から第83条までの規定により個人別管理資産の移換が行われるときは、連合会はこの章の第2節から第5節までに定めるところにより行うものとする。

第151条 連合会は、この規約に基づき個人別管理資産を移換する場合のほか、個人別管理資産の全部または一部を企業型年金の資産管理機関に移換することはできない。

(個人別管理資産の移換に係る行為に関する通則)

第152条 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び資産管理機関、連合会並びに個人型記録関連運営管理機関及び特定運営管理機関は、法第80条から第83条までの規定による個人別管理資産の移換、法第84条の規定による返還資産額の返還及びこの規約に定める通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

(個人別管理資産がないときの記録の引継ぎ等)

第153条 個人型記録関連運営管理機関及び特定運営管理機関は、第2節から第5節までの規定による個人別管理資産の移換を行うに当たり、移換されるべき資産がない場合にあつては、運営管理機関の定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める相手方の記録関連運営管理機関等に対して通知を行い、当該企業型年金加入者、加入者又はこれらの者であつた者に関する記録を引き継ぐために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 加入者等が企業型年金加入者となつたとき 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関
- 二 その他の者が企業型年金加入者となつたとき 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関
- 三 その他の者が加入者等となつたとき 個人型記録関連運営管理機関

第2節 企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第154条 連合会は、加入者等(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)又はその他の者が、企業型年金加入者の資格を取得したときは、個人型記録関連運営管理機関(特定運営管理機関を含む。以下この節において同じ。)の指示に基づいて、速やかに、その者の個人別管理資産を企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

第155条 加入者等又はその他の者は、企業型年金加入者の資格を取得したときは、5日以内(当該加入者等(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)が当該資格を取得した場合において、当該者の個人別管理資産の移換を速やかに行うことが困難であることについて正当な理由があるときは、個人型記録関連運営管理機関の定める日まで)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出しなければならない。

- 一 加入者等(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及びその他の者を除く。)が当該資格を取得した場合 個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所(当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨)
- 二 その他の者が当該資格を取得した場合 法第83条第1項の規定により個人別管理資産が移換された者である旨
- 三 加入者等(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)が当該資格を取得した場合 次に掲げる事項
 - イ 個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所

ロ 個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨
(移換の通知等)

- 第156条** 個人型記録関連運営管理機関は、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示があったときは、速やかに、当該資格を取得した者の次の各号又は第63条第1項各号に掲げる事項を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。
- 一 企業型年金加入者等の氏名、性別、住所及び生年月日
 - 二 企業型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は企業型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日
 - 三 企業型年金加入者等が、他の企業型年金の企業型年金加入者等又は加入者等であったことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失の年月日
 - 四 過去に拠出された各月ごとの掛金の額の実績及び掛金を拠出した者の名称
 - 五 企業型年金加入者等が行ったこれまでの運用の指図の内容(運用の指図の変更の内容を含む。)及び当該運用の指図を行った年月日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った年月日)
 - 六 法第27条の規定により企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に通知した個人別管理資産額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
 - 七 次に掲げる期間の月数
 - イ 企業型年金加入者期間
 - ロ 企業型年金運用指図者期間
 - ハ 加入者期間
 - ニ 運用指図者期間
 - ホ イからニまでに掲げる期間以外の期間
 - 八 企業型年金加入者等が受給権者となったとき又は企業型年金加入者等の遺族に死亡一時金が支給されたときは、給付(脱退一時金を含む。)の内容、支給の方法及び支給の実績(支給された年金又は一時金に係る徴収税額を含む。)
 - 九 法第41条第1項ただし書の規定により企業型年金加入者等が死亡一時金を受ける者を指定したときは、その指定した者の氏名、性別、住所、生年月日及び企業型年金加入者等との関係
 - 十 企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
 - 十一 法第4章の規定により個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項
 - 十二 法第54条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第54条の2若しくは法第74条の2の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項
 - 十三 企業型年金加入者等が、46歳以後に次に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日
 - イ 厚生年金基金の加入員
 - ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等
 - ハ 確定給付企業年金の加入者
 - ニ 適格退職年金契約に係る受益者等
 - ホ 私立学校教職員共済制度の加入者
 - ヘ 中小企業退職金共済契約等の被共済者
 - ト 特定退職金共済契約の被共済者
 - チ 退職手当共済契約の被共済職員
 - リ 外国保険被保険者等
 - ヌ 実施事業所において実施する退職手当制度が適用される者
 - 十四 企業型年金加入者等が、46歳以後に退職手当等の支払いを受けたことがあるとき(当該企業型年金加入者等に係る第7号に係る期間に限る。)は、次に掲げる事項
 - イ 退職手当等の種類
 - ロ 退職手当等の支払いを受けた年月日
 - ハ 退職所得控除額
 - ニ 勤続期間

第3節 加入者となった者の個人別管理資産の移換

(加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第157条 連合会は、企業型年金加入者であった者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が第30条の規定により個人型年金への加入の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関から当該申出をした者の個人別管理資産の移換を受け入れるものとする。

第158条 企業型年金加入者であった者(運用指図者を除く。)は、個人型年金の加入の申出をしたときは、5日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者以外の者が当該申出をした場合 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び登録番号又は法第83条第1項の規定により個人別管理資産が移換された者であるときはその旨
- 二 当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者が当該申出をした場合 次に掲げる事項
 - イ 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び登録番号
 - ロ 個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨

(移換の通知等)

第159条 連合会は、第157条の規定により個人型年金への加入を申し出た者の個人別管理資産の移換を受け入れたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知するものとする。

第160条 個人型記録関連運営管理機関は、企業型年金加入者であった者が、個人型年金への加入の申出をし、その個人別管理資産が連合会に移換されたときは、企業型記録関連運営管理機関等又は特定運営管理機関から、速やかに、当該個人別管理資産が移換された者について、第156条各号に掲げる事項の通知を受け、その記録を引き継ぐものとする。

第4節 運用指図者となった者の個人別管理資産の移換

(運用指図者となった者の個人別管理資産の移換)

第161条 連合会は、企業型年金加入者であった者(加入者を除く。以下この節において同じ。)が、第38条第3項の規定により運用指図者となることを連合会に申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関から、その者の個人別管理資産の移換を受け入れるものとする。

(移換の通知等)

第162条 連合会は、前条の規定により運用指図者となることを申し出た者の個人別管理資産の移換を受け入れたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換され、運用指図者となった者に通知するものとする。

第163条 個人型記録関連運営管理機関は、企業型年金加入者であった者が、運用指図者となることを連合会に申し出て、その個人別管理資産が連合会に移換されたとき(当該申出を行った者が、脱退一時金の請求を行った場合を除く。)においては、企業型記録関連運営管理機関等又は特定運営管理機関から、速やかに、当該申出を行った者について、第156条各号に掲げる事項の通知を受け、その記録を引き継ぐものとする。

2 企業型年金加入者であった者が、運用指図者となることを連合会に申し出たとき(当該申出を行った者が、脱退一時金の請求を行った場合に限る。)においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、速やかに、当該申出を行った者の第156条各号に掲げる事項を特定運営管理機関に通知しなければならない。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等が第166条の定めるところにより当該申出をした者の第156条各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

第5節 その他の者の個人別管理資産の移換

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第164条 連合会は、企業型年金の資産管理機関がその他の者に係る個人別管理資産を移換したときは、これを受け入れるものとする。

(移換の通知等)

第165条 連合会は、前条の規定によりその他の者に係る個人別管理資産の移換を受け入れたときは、速やかに、当該資産を移換された者に対してその旨及び次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 氏名、住所及び基礎年金番号
- 二 前条の規定により受け入れた個人別管理資産額

三 連合会が当該資産の移換を受け入れた年月日

第166条 特定運営管理機関は、その他の者に係る個人別管理資産が移換されたときは、当該者が加入していた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等からその者の第156条各号に掲げる事項の通知を受け、その記録を引き継ぐものとする。

第12章の2 加入者となった者の企業年金制度からの脱退一時金相当額等の移換

第166条の2 第30条の規定により加入の申出をした者は、その者に係る次の各号に掲げる額等を個人型年金に移換することを、当該各号に掲げる者に対して申し出ることができる。

- 一 厚生年金保険法第144条の6第1項の厚生年金基金の脱退一時金相当額 厚生年金基金
- 二 確定給付企業年金法第117条の2第1項の確定給付企業年金の脱退一時金相当額 確定給付企業年金
- 三 厚生年金保険法第165条の3第1項の企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金 企業年金連合会

四 確定給付企業年金法第117条の3第1項の企業年金連合会の規約で定める積立金 企業年金連合会

2 前項の移換の申出は、氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号を記載した申出書を提出することによって行うものとする。

3 第1項の移換の申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- 一 第1項第1号及び第2号に規定する脱退一時金相当額の移換 次のいずれか早い日
 - イ 申出を行った者が加入していた厚生年金基金の加入員又は確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日
 - ロ 加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日
- 二 第1項第3号及び第4号に規定する年金給付等積立金又は積立金の移換 加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日

4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

第166条の3 連合会は、前条第1項の申出があった場合において、当該申出を行った者に係る第32条に規定する照合の結果、加入者資格を有する者であることを確認したときは、当該移換を受け入れるものとする。

第166条の4 連合会は、第166条の2第1項の規定により脱退一時金相当額等の移換を受け入れることとした場合には、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する者から、次の各号に掲げる事項を記載した書類又は磁気ディスクの提出を受けるものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 脱退一時金相当額等の額並びにその算定の基礎となった期間の開始日及び終了日

第166条の5 連合会は、第166条の2第1項の規定により脱退一時金相当額等の移換を受け入れたときは、その旨を当該脱退一時金相当額等が移換された者に通知するものとする。

第13章 雑則

(期間の計算)

第167条 この規約に基づく期間の計算については、法に別段の規定がある場合を除くほか、民法(明治22年法律第89号)の期間に関する規定を準用する。

(書類等の提出)

第168条 運営管理機関は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第1章から第3章まで及び第10章の規定は、厚生労働大臣の承認のあった日から施行する。

2 第30条の加入の申出は、平成14年1月4日から受理するものとする。

(経過措置)

第2条 平成14年1月1日から平成14年3月31日までにおける第30条第1項及び第36条第1項の規定の適用については、第30条第1項中「第90条の3第1項」とあるのは「第90条の2第1項」と、「されている者及び第90条の2第1項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者」とあるのは「されている者」と、第36条第1項中「若しくは第90条の3第1項」とあるのは「又は第90条の2第1項」と、「されたとき、又は第90条の2第1項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき」とあるのは「されたとき」とする。

第3条 法が施行された当初の事業年度は、第146条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、平成14年3月31日に終わるものとする。

(検討事項)

第4条 連合会が徴収する手数料については、当分の間、第141条から第143条までに規定するところによるものとし、制度実施後の加入者等の状況等を総合的に勘案しつつ、加入者等の個人別管理資産から定率で徴収することを含め、必要な見直しの検討を行うものとする。

附 則（平成14年3月29日公告）（抄）

この規約は、平成14年4月1日から施行する

附 則（平成15年3月31日公告）（抄）

この規約は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第132条第7号を削る規定については、厚生労働大臣の承認があった日から施行する。

附 則（平成15年8月29日公告）（抄）

この規約の施行日は次の通りとする。

1 個人型年金規約の本文に係る変更については、厚生労働大臣の承認があった日。

附 則（平成16年9月30日公告）（抄）

この規約の施行日は、次に掲げる日とする。

- 1 個人型年金規約の本文に係る変更（第30条第1項、同条第4項第2号ホ、第36条第1項第7号）については、厚生労働大臣の承認があった日。
- 2 個人型年金規約の本文に係る変更（第63条第2項～第5項、第75条第2号、第98条）及び個人型年金規約の別表に係る変更については、平成16年10月1日。

附 則（平成17年4月1日公告）（抄）

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(第1号加入者の加入資格に関する特例)

第2条 平成17年4月から平成27年6月までの間、第30条第1項中「又は第90条の3第1項の規定により同法」とあり、及び第36条第1項中「若しくは第90条の3第1項の規定により同法」とあるのは、「第90条の3第1項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第1項若しくは第2項の規定により国民年金法」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年9月30日公告）（抄）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日公告）（抄）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第30条及び第36条の改正規定については平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日公告）

この規約は、厚生労働大臣の承認があった日から施行する。

附 則（平成20年4月23日公告）

（施行期日）

第1条 この規約は、厚生労働大臣の承認があった日から施行する。ただし、第1条の規定については、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 郵政民営化整備法（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）をいう。以下同じ。）の施行前にされた、この規約（以下「変更規約」という。）による変更前の個人型年金規約（以下「旧規約」という。）第88条の規定による旧規約第91条第1項第1号又は第4号に掲げる運用の方法を運用の方法とする運用の指図は、変更規約による変更後の個人型年金規約（以下「新規約」という。）第88条の規定による新規約第91条第1項第1号又は第4号に掲げる運用の方法を運用の方法とする運用の指図とみなす。

第3条 郵政民営化整備法の施行日前に効力が生じた旧簡易生命保険契約に係る旧簡易生命保険（郵政民営化整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第2条に規定する簡易生命保険をいう。次項において同じ。）は、新規約第6条第16号の規定の適用については、生命保険とみなす。

2 前条の規定により新規約第91条第1項第1号又は第4号に掲げる運用の方法を運用の方法とする運用の指図とみなされた旧郵便貯金への預入又は旧簡易生命保険の保険料の払込みを運用の方法とする運用の指図については、旧規約第97条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本郵政公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、同条第1号中「郵便貯金の預入」とあるのは「旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金をいう。以下この号において同じ。）の預入」と、同号イ中「及び住所」とあるのは「、住所及び生年月日」と、同号ロ中「郵便貯金」とあるのは「旧郵便貯金」と、同条第2号中「簡易生命保険の保険料」とあるのは「旧簡易生命保険（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第2条に規定する簡易生命保険をいう。以下この号において同じ。）の保険料」と、同号ロ中「簡易生命保険」とあるのは「旧簡易生命保険」とする。

附 則（平成21年4月23日公告）

この規約は、厚生労働大臣の承認があった日から施行する。

附 則（平成21年10月1日公告）

この規約は、平成22年1月1日から施行する。